

官報

平成十六年三月十二日

○第百五十九回 参議院會議録第八号

平成十六年三月十二日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第八号

平成十六年三月十二日

午前十時開議

第一 中央選挙管理会委員及び同予備委員の指名

○本日の會議に付した案件

一、日程第一

一、平成十六年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

一、国務大臣の報告に関する件(平成十六年度地方財政計画について)

一、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案、所得譲与税法案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

○議長(倉田寛之君) これより會議を開きます。

日程第一 中央選挙管理会委員及び同予備委員の指名

内閣から、中央選挙管理会委員五名の任命について、本院の議決による指名を求めてまいりました。

本委員を指名するときは、併せて同予備委員を

平成十六年三月十二日 参議院會議録第八号

指名することとなっております。

よつて、これより中央選挙管理会委員及び同予備委員各五名の指名を行います。

つきましては、中央選挙管理会委員及び同予備委員の指名は、いずれも議長に一任せられたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(倉田寛之君) 御異議ないと認めます。

よつて、議長は、

中央選挙管理会委員に坂田桂三君、浅野大三郎君、足立良平君、後藤茂君及び猪熊重二君を、また、同予備委員に元宿仁君、今井正彦君、西川洋君、尾崎智子君及び鳥居一雄君を、それぞれ指名いたします。

○議長(倉田寛之君) この際、日程に追加して、

平成十六年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(倉田寛之君) 御異議ないと認めます。谷垣財務大臣。

〔国務大臣谷垣禎一君登壇、拍手〕

○国務大臣(谷垣禎一君) ただいま議題となりました平成十六年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案及び所得税法等の

中央選挙管理会委員及び同予備委員の指名 議事日程追加の件 平成十六年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

一部を改正する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、平成十六年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

平成十六年度予算については、引き続き歳出改革路線を堅持し、一般会計歳出及び一般歳出について実質的に前年度の水準以下に抑制いたしました。一方、予算の内容については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇三」等を踏まえ、例えば科学技術や治安対策など活力ある社会経済の実現や国民の安心の確保に資する分野に重点的に配分したほか、各分野においても真に必要な施策への絞り込みを行い、めり張りのある予算の配分を実現しました。

しかしながら、我が国の財政収支は引き続き厳しい状況となっており、特例公債の発行等の措置を講じることが必要であります。

本法律案は、厳しい財政事情の下、平成十六年度の財政運営を適切に行うため、同年度における公債の発行の特例に関する措置及び年金事業等の事務費に係る国の負担の特例に関する措置を定めるものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、平成十六年度の一般会計歳出の財源に充てるため、財政法第四条第一項ただし書の規定による公債のほか、予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で公債を発行することができること等としております。

第二に、平成十六年度において、国民年金事業、厚生年金保険事業及び国家公務員共済組合の事務の執行に要する費用に係る国の負担を抑制するため、国民年金法、国民年金特別会計法、厚生保険特別会計法及び国家公務員共済組合法の特例を設けることとしております。

次に、所得税法等の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

本法律案は、現下の経済・財政状況等を踏まえ

つつ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向け、住宅・土地税制、中小企業関連税制、金融・証券税制、年金税制、法人税制、国際課税等につき所要の措置を講ずるものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、住宅・土地税制について、景気情勢を踏まえ、計画的な持家取得を支援する観点から、住宅借入金等に係る所得税額控除制度を見直しの上、延長するとともに、住宅の住み替え等を支援する観点から、居住用財産の譲渡損失の繰越控除制度を拡充、創設するほか、土地取引の活性化を後押しする観点から、土地、建物等の長期譲渡所得の税率の引下げ等を行うこととしております。

第二に、中小企業関連税制について、ベンチャー企業、中小企業の支援や事業承継の円滑化の観点から、非上場株式の譲渡益に対する税率の引下げ、いわゆるエンジェル税制の拡充、中小同族株に係る相続税の課税価格の軽減特例の拡充等を行うこととしております。

第三に、金融・証券税制について、貯蓄から投資へという政策要請を踏まえ、公募株式投資信託の譲渡益に対する税率の引下げ等を行うこととしております。

第四に、年金税制について、世代間及び高齢者間の負担の公平を確保するため、公的年金等控除の上乗せ措置及び老年者控除の廃止を行うとともに、標準的以下の年金だけで暮らしている高齢者の方々に十分に配慮する観点から、六十五歳以上の者については、公的年金等控除の最低保障額を通常の額に五十万円加算して百二十万円とする特例措置を講じることとしております。

第五に、法人税制について、金融、産業の構造改革を促進し、企業の競争力強化を図る観点から、欠損金の繰越期間を延長するとともに、連結付加税の廃止等を行うこととしております。

第六に、国際課税について、租税条約の相手国との間で課税の取扱いが異なる事業体に係る課税

平成十六年三月十二日 参議院会議録第八号

平成十六年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明) 二

の特例の創設等を行うこととしております。

その他、特定余暇利用施設の特別償却制度の廃止等既存の特別措置の整理合理化を図るとともに、特別国際金融取引勘定に係る利子の非課税制度等期限の到来する特別措置について、その適用期限を延長するなど所要の措置を講ずることとしております。

以上、平成十六年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

○議長(倉田寛之君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。山根隆治君。

(山根隆治君登壇、拍手)

○山根隆治君 私、民主党・新緑風会を代表して、ただいま議題となりました平成十六年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案について質問をいたします。

国債発行三十兆円枠を掲げて登場した小泉総理の三回目の本予算編成は、昨年度に引き続き、当初予算としては過去最悪の国債依存度を更新し、またもや看板倒れに終わったものであります。

今年度は、赤字国債のみで三十兆円を超えております。国民への明確な約束でもあった三十兆枠は一体何だったものでありましょうか。さきに成立した歳入歳出の剰余金の処理の特例に関する法律に見られたような、隠れ借金をしてさえなお達成できなかった公約を、あなたは国民にどう答えられるのでしょうか。財務大臣にお尋ねをいたします。

今回の予算について、谷垣財務大臣は二〇一〇年代初頭にプライマリーバランスを回復する手掛かりを得たとし、竹中大臣は基礎的収支が改善してきたと胸を張っていますが、これも見せ掛けであり、財政の真の姿を表すものではありません。

本来なら、来年度予算で自賠責特会に約六千億円、地方交付税特別会計に一兆一千億円の返済義務があったにもかかわらず、これをすべて先送りいたしました。果たして二〇一〇年の約束を、その時点で確実に政権を担っていない小泉内閣が約束すること自体、おかしい話ではありませんか。両大臣の御説明をお願いします。

また、先ごろ閣議決定した改革と展望一〇三年度改定では、あたかも二〇一三年度のプライマリーバランス黒字を達成するかのようないメージを与えていますが、よく見れば、一三年度までの一方的な右肩上がりの経済成長を予定し、かつ名目金利が名目成長率よりも低いという、我が国の経済状況を全く無視した安易な前提によって成り立っている、正に机上の空論のプライマリーバランス見込みであります。

今、財政の健全化に向けて何より必要なのは、国民の理解と協力であります。なぜ見せ掛けの財政を繕うために小細工を重ねるのか、財務大臣にお尋ねをいたします。

次に、公債の発行の特例等に関する法律案の具体的内容について質問をさせていただきます。

国債に関しては、政府は、昨年より、国債保有のすそ野を広げるためとの触れ込みで個人向け国債の発行を始めた。今年度は昨年度より更に増額をして、一兆六千億円の個人向け国債の発行を予定しているようであり、著名な歌舞伎役者や話題の人気女優をイメージキャラクターに使い、テレビCMにポスターにと多額の宣伝費を掛けております。あたかも民間大手企業とも見間違ふほどであります。一体、昨年の販売開始よりどのくらいの費用を掛けられてこられたのですか。具体的な金額をお聞かせください。

CMは個人向け国債の利点ばかり羅列してあります。しかし、国債残高の累増などの問題点、購入手段によっては五百万円以上の購入でないと手数料により元本割れする問題点などの説明が十分であると思われぬのであります。また、そのよ

うな商品で本当にすそ野が広がるのか、そもそも国債が個人購入になじむものであるのかどうか、改めて御見解を求めます。

購入者は、債券への投資が一般の国民にとつては敷居が高いこともあり、元々の投資家であることが多く、あのような、言わば投資のアマチュア向けの宣伝は本当に必要なのでありますでしょうか。お答えをお願いします。

初めこそ華々しくデビューした個人向け国債ですが、今ほとんどその話題を聞くことはありません。現在どのような状況になっているのか、本当に一・六兆円もの発行額をさばけるだけの土壌があるのか、もくろみどおり国債保有のすそ野は広がっているのか、財務大臣、お聞かせ願います。

先ほども触れましたように、この法案には年金事業等の事務費に係る国の負担の特例が含まれております。これは、本来国庫で負担すべき年金関係の事務費を国民からの年金保険料で賄うこととするものであり、これによって国庫負担は約一千億円軽減されているものであります。しかし、年金保険料は、政府の説明を信じれば、世代間の仕送りであり、年金給付に充てるものであります。決して社会保険庁への仕送りではありません。本来ならば今年度の期限切れとなるこの措置をなぜ継続するのか、その理由を国民にどう説明されるのか、これによってだれがどんな利益を得るのか、財務大臣及び厚生労働大臣の答弁を求めます。

次に、所得税法等改正案についてお伺いをいたします。小泉政権成立以来、平成十四年度には老人マル優廃止、平成十五年年度には所得税、酒税、たばこ税の増税、今回は年金課税強化、住民税増税と、力のない個人、つまり取りやすいところから取るという姿勢が強く打ち出されております。仮に国民に負担を求めるにしても、それは何のための増税なのか、どのような社会を作るために必要なコストなのかを全く示さないままでは、到底国民の

理解を得ることはできないのであります。今求められているのは、長期的なビジョンに裏打ちされた抜本的な税制改革であります。しかし、族議員と官僚の跳梁はついで毎年の税制改正が行われているのが現政権の実態であります。そこで、財務大臣に改めてお伺いをいたします。

大臣は、税制についてどのような将来展望をお持ちでありますでしょうか。小泉総理は、金融、税制、規制、歳出の改革を加速すると繰り返してありますが、この総理方針を受けて、今後どのような税制の改革を進めるおつもりなのか、また、その背景にはどのようなビジョンをお持ちなのか、お伺いをいたします。

また、今回の政府税制改正大綱には含まれておりませんが、与党の決定した税制大綱には、十七年度及び十八年度における恒久的減税の縮減、廃止、平成十九年度をめどとする消費税を含む抜本的税制改革があります。この与党方針について所管大臣としてどのように対応されるおつもりなのか、大臣のお考えをお伺いをいたします。また、総理が繰り返し発言されている任期中に消費税の引上げは行わないという言明と与党税制大綱との整合性についても御説明を求めます。

今年の四月から、法改正により消費税の総額表示が始まります。しかしながら、一般国民にはいまだに認知されておらず、現場では様々な戸惑いの声が上がっております。

総額表示を前倒しした小売店では、消費者が表示されている税込み価格を税抜き価格と思い込み、売上げが落ち込んだ事例があります。飲食店では、メニュー表に税込み価格と本体価格の両方を羅列すると分かりにくいなどと指摘されております。また、スーパーなどでは、時間によって生鮮食料品の商品価格を下げるために、その処理が複雑で困惑しているようであり、導入に掛かる費用は、不況によりぎりぎりの体力で立っている脆弱な企業を更に弱らせ、企業は人員削減、リ

ストラに追い込まれます。そして、これ以上の不景気を呼び込むことにもなりかねないのであります。

消費税が導入されて十五年、日本は商品価格と消費税を別に表示する外税方式に慣れつきまして、それを今更総額表示にするのは、消費者の痛税感をカムフラージュし、税率アップにつなげるものといふ言えませんが、諸外国を見ても、内税方式の国は税率が高めのものとなっております。

なぜ、今、この時点での総額表示が必要なのか、明確な御答弁を求めます。

次に、公共事業に関して、群馬県に建設されている八ッ場ダムの事業費が、昨年末、今までの二千百十億円から一気に倍以上の四千六百億円に引き上げられ、ダム事業としては最大の事業になってまいりました。極めて厳しい財政状況の中で、国により納得できる説明もなく、コストを突然倍以上に引き上げられ、そのしわ寄せをこれまた財政の厳しい自治体に押し付けるという感覚には、開いた口がふさがりません。

私の地元、埼玉県でも、八ッ場ダム建設への支出が当初の約二百六十三億円から五百六十九億円に増額をされました。上田知事も、取りあえず承認したものの、国との減額交渉を行う方針を表明をいたしております。計画そのものの様な問題点、環境の問題、土壌の問題等々指摘されている中、科学的な論拠も希薄な、国が決めたコスト増をそのまま額まで決めて自治体に押し付けるなど、到底許されることではありません。

このダムが必要なものとしても、なぜそれを自治体に過大な負担を押し付けなければならないのか、国土交通大臣、明確な回答を求めます。

今回の所得税法の改正には、土地などの譲渡損とほかの所得との損益通算廃止が含まれております。これまで土地税制については、土地という資産の公共性から投機的な取引を制限するため、ほかの所得とは違った取扱いがなされてきたところ

でありました。これを今回、株式などほかの資産性所得と同様に扱う方向で改正を行うとしていますが、それはこれまでの土地税制の基本的な哲学を転換するということでありましょうか。仮に哲学の転換をするのであれば、公共性に着眼した短期保有譲渡に係る三九%という懲罰的課税を残すことをどう説明されるのでありましょうか。財務大臣にお伺いをいたします。

金融資産の課税については、一般所得と金融資産所得を分けて考える二元的所得税が近年広がりつつあります。これは、金融資産や不動産から生じる所得を一旦まとめて低税率を課すると同時に、損益通算を認めるというものであります。ところが、今回の改正では、土地建物の長期譲渡益と金融資産から生じる利益に対しては税率を二〇%にそろえるなど、二元的所得税的な改正が行われる一方で、家賃など不動産運用益と不動産譲渡損の損益通算ができなくなるといった反二元的所得税的な措置が講じられております。この方向性の異なる二つの改正にはいかなる理由があるのか、さらに長期的に金融資産、不動産などの資産課税に係る税制をどのように考えていくのか、財務大臣の見解を求めます。

さらに、本改正は、今年一月にさかのぼって適用され、税法で言うところの不利不遡及の原則に反するおそれがあります。このような不利の導入については、国民への十分な通知を図るため、一定の周知期間を設けるなど、最低限の救済する措置を講じるおつもりがないのか、財務大臣に所見をお尋ねをいたします。

今回の年金課税の見直しが実現すれば、年金受給者等の課税最低限が引き下げられ、その結果、住民税を基準に保険料を定めている国民健康保険料や介護保険料が引き上げられることになり、また年金受給額三百五十万円の世帯では年額約二十五万円の負担増になると考えられますが、この突然生じた国民負担増について、政府は何らかの措置を取る考えはあるのか、厚生労働大臣に

お尋ねをいたします。

政府の予算案に多くの無駄、既得権益、不合理が含まれております。それを放置したまま現在の国民に負担を押し付け、将来世代にしわ寄せをすることは決して許されるものではありません。まずは政府が国民に財政の真実の状況を分かりやすく開示し、その上で将来のビジョンを示すことが不可欠であります。改革、改革と叫ぶばかりではなく、総理始め政府全体が誠実で中身のある説明、答弁を行うことを強く求めまして、私の代表質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣谷垣禎一君登壇、拍手〕
○国務大臣(谷垣禎一君) 山根議員にお答えいたします。

まず、国債発行額三十兆円の公約についてお尋ねがございました。

平成十四年度当初予算の編成に当たりましては、財政の規律、節度を確保するため、国債発行額三十兆円を目標と位置付けまして、実際にこの目標を達成したところであります。その後も、財政の規律、節度を確保するとの基本精神を受け継いで、歳出改革の取組を進めてきたところでございまして、今後とも持続可能な財政構造の構築に向けて歳出改革の一層の推進を図る考え方に変わりはございません。

次に、二〇一〇年代初頭の基礎的財政収支黒字化目標とそれに向けた取組についてのお尋ねですが、政府としては子や孫に負担を先送りしない持続可能な財政の構築に向けて、二〇一〇年代初頭の基礎的財政収支黒字化を目指しておりまして、十六年度予算においても各般の歳出改革努力などの結果、交付税特会等も含む国、地方の基礎的財政収支の改善が見込まれていくところであります。内閣府の試算結果も一つの参考、手掛かりとしながら、今後とも財政構造改革に向けた取組を積極的に進めてまいります。

個人向け国債は、国債の保有者層を多様化する一環として、個人による国債保有の促進を図るため平成十五年三月から導入しております。この国債は、最低購入価格を一万円とし、中途換金を可能とするなど、個人にとって買いやすく魅力ある商品となっております。こうした商品性について正確に理解していただく等のために広告を実施しております。これに要した費用はこれまでに約十億九千万円となっております。

これまで発行した第五回債までの販売合計額は、約三兆三千五百六億円となっておりますが、今後とも、広告の実施等により個人向け国債の商品性などに対する理解が深まって、この国債がより一層国民各層に定着していくことで、国債の個人保有の促進が図られていくことが重要であるというふうに考えております。

次に、年金事業等の事務費に係る国の負担の特例についてのお尋ねがございました。

年金事業等の事務費の一部については、財政構造改革法で、国の負担を抑制して保険料財源を充てるための措置が講じられてきたわけではございませんが、十六年度の国の財政状況が引き続き厳しい状況にあることにかんがみまして、十六年度においても同様の措置を継続することとしたところでございます。

現下の厳しい財政事情の下、本措置は、増大が続く社会保障予算の伸びをできる限り抑制することによりまして公債発行を抑制し、財政規律を確保すること等にも資するものであると考えております。

いずれにしても、事務費については、今後とも節減合理化に努めてまいりたいと考えております。

それから、税制の将来展望と与党税制改正大綱についてのお尋ねがございました。

税制につきましては、少子高齢化等の変化を踏まえまして、広く公平に負担を分かち合って、持続的な経済社会の活性化を実現するための改革を

平成十六年三月十二日 参議院会議録第八号

平成十六年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

四

進めていく必要があります。このため、近年の税制改正におきましては、改正の趣旨を明らかにしながら広範な改革を行ってまいりました。

今後とも、先般の与党税制改正大綱を踏まえまして、公正で活力ある経済社会を実現するため、社会保障制度の見直し、あるいは三位一体の改革と併せて、個人所得課税、消費税を中心に税制の抜本的改革に取り組んでまいります。改革の具体的内容については、税制調査会等の御議論を踏まえて検討してまいりたいと考えております。

なお、総理は、従来から、任命中は消費税は引き上げないと、こう発言される一方、消費税の議論は大いに結構と発言されてもおりまして、総理の御発言と与党税制改正大綱との間に矛盾はないと考えております。

それから、消費税の総額表示についてお尋ねがございました。

総額表示の義務付けは、値札などに消費税額を含む支払総額を表示するという事で、幾ら払えばその商品が購入できるのか、消費者が購入の判断をする前に一目で分かるようにするというのがねらいでございます。消費税率の引上げにつなげるといった意図はございません。

それから、土地の譲渡損失の損益通算廃止についてのお尋ねをいただきました。

土地は、土地基本法にもございまして、公共性のある資産である、そのことを前提に、今回の改正は、譲渡損益と経常所得の性格の違いを踏まえながら、利益と損失の課税の取扱いの均衡、それから土地市場の活性化と、こういった観点から行うこととしております。こういった観点から、土地の公共性を踏まえた短期譲渡所得と長期譲渡所得の税率の違いや、取用等の場合の政策的な特別控除は、これは存置するというようにいたしております。

それから、二元的所得課税との関連につきまして、この二元的所得課税という考えを取り入れている北欧諸国におきましても、譲渡損失の特別

な性格を踏まえて、土地の譲渡損失とそれから家賃など不動産から生ずる所得との損益通算を認めない国もあるというふうに承知しております。

将来の資産性所得課税の在り方については、現在、金融資産性所得に対する課税の一体化ということを中心に、政府税制調査会において御議論をいただいております。

今回の損益通算の廃止につきましては、使用収益にに応じた適切な価格形成を実現して、税率引下げとパッケージで土地市場の活性化を図るため、早急な実施が必要と考えております。適用時期を遅らせることは損益通算目的の売却を招いて、土地市場に不測の影響を及ぼすおそれもあるため、適当でないと考えております。(拍手)

(国務大臣竹中平蔵君登壇、拍手)

○国務大臣(竹中平蔵君) 山根議員から私に對しましては、基礎的財政収支の改善のプロセスについてお尋ねをいただいております。

政府は、世代間の公平を確保し、持続的な財政を構築するために、二〇一〇年代初頭の国と地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化を目指しているところでございます。十六年度の予算においても、歳出削減の努力を行いました結果、交付税特別会等も含む国、地方の基礎的な財政収支は、GDP比で前年度比〇・八ポイントの改善が見込まれるところでございます。こうした改善が続くことが二〇一〇年代初頭のプライマリーバランスの回復につながるというふうに考えております。

一方、経済の展望については、二〇〇四年度の政府経済見通しにおいて実質一・八％の成長、二〇〇五年度以降につきましては、内閣府の試算では、こうした民需主導の、民需中心の好環境が続くことなどにより、実質二％程度の経済成長をたどる。加えて、実効性のある金融政策やその波及メカニズムの強化など金融面での対応が相まって、物価上昇率はプラスに転じて、名目成長率も徐々に上昇していくというふうに見込んでおります。この名目成長率の上昇に伴い、名目金利も当

然緩やかに上昇していくわけでございますが、それを見込んで、今申し上げたようなシナリオが想定されるということでございます。

今後とも、こうしたシナリオの実現に向けまして、適切な構造改革、着実な経済成長の実現を是非図っていきたいというふうに考えているところでございます。(拍手)

(国務大臣坂口力君登壇、拍手)

○国務大臣(坂口力君) 山根議員にお答えを申し上げますが、財務大臣からも御答弁のあったところでございますけれども、年金事業の事務費につきましては、年金事業の事務の執行に要する費用であり、国民年金法等において国庫で負担することとされておりますが、財政構造改革法を受けまして、平成十年度以降、財政上の特例措置が講じられてきたところでございます。平成十六年におきましても、国の極めて厳しい財政状況を踏まえまして、財政上の特例措置を継続することとしたものでございます。

平成十七年度以降につきましては、国会におきます議論、与党間の合意等も踏まえまして、財務大臣とお話合いをすることになっております。また、もう一点、年金課税の見直しについて御質問がございました。

社会保障制度におきましては、保険料などの水準について、納税額などを基準として定められている場合が少なくありません。国民健康保険料や介護保険料につきましては、まず個々の保険者ごとに被保険者全体で御負担をいただく保険料の総額が先に決まりまして、それに基づきまして被保険者への賦課を行うこととなっております。今回の年金課税の見直しによりまして、個々人の課税所得水準が変化し、保険料負担全体が拡大するわけではございません。

個々の被保険者につきましては、平成十八年度以降、今回の年金課税の見直しによりまして負担額

の変化があるものと考えております。市町村によつて保険料の賦課方式や水準が異なりますことや、介護保険制度におきまして制度全体の見直しの予定などによりまして、今後、その全体像がどうなるかによりまして変化を受けるものと考えております。

介護保険制度につきましては、平成十八年度までの間に制度全体の見直しを予定をいたしております。介護保険料につきましても、今回の年金課税の見直しの影響を踏まえまして、公平な負担の在り方について検討をしていく必要があると考えております。

また、国民健康保険制度につきましては、緩和措置を講ずるべきかどうかにつきまして、負担能力に応じた適切な負担という観点から、今後検討をしていく必要があるというふうに思っております。負担が公平になるように検討したいというふうに思っている次第でございます。(拍手)

(国務大臣石原伸晃君登壇、拍手)

○国務大臣(石原伸晃君) 山根議員からは八ツ場ダムの必要性和事業費の自治体の負担についてお尋ねがございました。

八ツ場ダムは、利根川流域の埼玉県を含みます一都五県、およそ四百五十万人の生命、財産を守る治水上、また首都圏を始めとする利根川水系の利水上必要不可欠な事業と考えるところでございます。

今回の事業費増加の内訳を見ますと、水没関係者の生活再建対策の見直しでおよそ一千億圓、物価上昇及び消費税の導入等々でおよそ七百億圓でございます。これらで全体のおよそ四分の三を占めております。そのほか設計・施工計画を精査して見直すことなどで、事業費が合計でおよそ二千四百九十億圓増加するものでございます。

この事業費を含めた計画変更について、治水・利水面の受益者として負担をお願いする関係都県及び利水者から意見を聴いているところでございます。東京都及び栃木県からは既に同意をいただ

き、その他の関係県においても議会議決等の手続を進めていただいているところでございます。

(拍手)

○議長(倉田寛之君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(倉田寛之君) この際、日程に追加して、

平成十六年度地方財政計画についての国務大臣の報告並びに地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案、所得譲与税法案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案についての提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(倉田寛之君) 御異議ないと認めます。麻生総務大臣。

(国務大臣麻生太郎君登壇、拍手)

○国務大臣(麻生太郎君) 平成十六年度地方財政計画の概要並びに地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案、所得譲与税法案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の趣旨について御説明を申し上げます。

まず、平成十六年度の地方財政計画の策定方針について御説明申し上げます。

極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇三」に沿って対応することとし、歳出面におきましては、その徹底した見直しを行うことにより歳出総額の抑制に努め、地方財政の健全化を進めるとともに、人間力の向上・発揮を始めとする新重点分野や市町村合併、治安維持対策等の当面の重要政策課題に適切に対処いたしたく存じます。一方、歳入面におきましては、地方税負担の公平適正化の推進と地方交付税の所要額の確保を図ることを基本といたしております。

また、通常収支におけます地方財源不足見込額につきましましては、地方交付税法第六条の第三項の制度改正として、平成十六年度から平成十八年度までの間においては、国と地方が折半して補てんすることとし、国負担分につきましましては一般会計からの加算により、地方負担分につきましましては特別地方債の発行により補てんすることとし、地方財政の運営上支障が生じないよう措置することといたします。このための法律改正を行うとともに、減税等に伴う影響額につきましても、所要の財源を確保する措置を講ずることといたしております。

また、三位一体の改革の一環として行われる国庫補助負担金の一般財源化に対応し、所得譲与税による税源移譲等の措置を講ずることといたしております。

以上の方針の下、平成十六年度の地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出の規模は八十四兆六千六百六十九億円、前年度に比べて一兆五千四百三十八億円、一・八%の減となっております。

次に、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案につきましまして、その趣旨を御説明申し上げます。

現下の経済・財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向けた改革の一環として、市町村民税の均等割に係る人口段階別の税率区分の廃止等の個人住民税均等割の見直し、商業地等に係る固定資産税及び都市計画税の条例による減額を可能とする制度の創設を図ることといたします。また、固定資産税の制限税率の廃止等の課税自主権の拡大、軽油引取税に係る罰則の強化等の措置を講ずるとともに、非課税等特別措置の整理合理化等を行うことといたしております。

次に、所得譲与税法案につきましまして、その趣旨を御説明申し上げます。

個人の所得課税に係る国から地方公共団体への本格的な税源の移譲を行うまでの間の措置として、毎年度の所得税の収収の一部を所得譲与税として都道府県及び市町村に対して譲与する制度を創設するものであります。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案につきましまして、その趣旨を御説明申し上げます。

平成十六年度分の地方交付税の総額につきましましては、一般会計から交付税特別会計への繰入れ等により、十六兆八千八百六十一億円といたしております。普通交付税の算定のための単位費用の改定等を行うほか、税源移譲予定特別交付金の創設、臨時財政対策債の発行期間の延長、地方公務員共済組合の事務に要する費用に係る地方団体の負担の特例措置の延長を図るため関係法律の改正を行うことといたしております。

以上が平成十六年度地方財政計画の概要並びに地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案、所得譲与税法案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○議長(倉田寛之君) ただいまの報告及び趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。広中和歌子君。

(広中和歌子君登壇、拍手)

○広中和歌子君 私は、民主党・新緑風会を代表して、ただいま議題となりました地方税法等改正案、所得譲与税法案、地方交付税法等改正案及び地方財政計画につきましまして、関係大臣に質問いたします。

まず、平成五年六月、本院におきまして地方分権の推進に関する決議が行われました。決議には、東京への一極集中を排除し、国土の均衡ある発展を図るとともに、国民が等しく豊かさを実感できる社会を実現していくという理念の下に、国

と地方の役割を見直し、国から地方への権限移譲、地方税財源の充実強化等地方公共団体の自主性、自律性の強化を図り、二十一世紀にふさわしい地方自治を確立することが現下の急務であるとうたわれておりました。

この決議の後、地方分権一括法の成立など、一定の成果はございましたが、決議からちょうど十年を経過し、果たして当時理念に掲げた一極集中排除や、等しく豊かさを実感できる社会はどの程度実現されたのでしょうか。総務大臣に地方分権に関する現状認識をお尋ねいたします。

小泉内閣は様々な改革を声高に叫んでおられますが、地方分権改革につきましても、私にはいまだにその全体像が見えません。三位一体改革を新たに付け加え、国と地方の役割をどう具体的に直そうとするのか、総務大臣及び経済財政担当大臣から明確にお答えください。

以下、法案等の内容に即してお聞きいたします。

まず、今回の法案等の提出に当たり注目を集めた三位一体改革について伺います。

改めて確認しておきたいのは、何のための三位一体なのかということであり、地方自治体にとつては、三位一体改革は地方財源のカットが目的の改革であつたとは関係者は夢想だにいたしませんでした。補助の対象となる事業そのものを見直すとか、補助金をやめてそれに相当する税源を地方に振り替える、したがって、地方の自由度が増す改革であるけれども思っておりませんでした。しかし、その期待は見事に裏切られたのであります。地方交付税が実質一・二兆円削減され、国庫補助金が一兆円削減されたのに対し、地方に振り替えられた税源はゼロでございます。

確かに、所得譲与税の創設、特別交付金の交付が行われることにはなりましたが、それとて六千六百億円にすぎません。これでは話が違います。そのため、地方の財政運営が極めて窮屈になつております。地方への影響がいかに大きかつたか、

私がこの一月に所属する総務委員会の派遣で視察した奈良県などからも伺いました。地方交付税に頼っている財政力の弱い自治体が、その予算編成に相当苦勞されているとありました。

私は、ここで、三位一体改革とは何であったのか、はつきりとお聞きしたいと思えます。総務大臣及び経済財政担当大臣の答弁を求めます。

小泉総理によるこのような掛け声倒れの三位一体改革には、十年前の地方分権決議がどこにも生かされていず、私は失望を禁じ得ません。

これに対して民主党は、独自に編成した平成十六年度予算案において、二十・四兆円のひも付き補助金等を抜本的に見直し、五・五兆円の自主財源と十三・二兆円の一括交付金に組み替えることを提案しております。これにより十九兆円が新たに地方の裁量で自由に使えることとなりますが、それぞれの地域で決めるべきであるという発想からきております。この民主党案と小泉内閣の中途半端な改革のいずれがさきの決議の意図した分権改革にふさわしいかはだれの目にも明らかですが、総務大臣の御見解を求めます。

そこで、三位一体の内容についてもう少し具体的に伺いたいと思えます。

まず第一に、当初の片山前総務大臣が経済財政諮問会議に出された案では、国から地方への税源移譲は五・五兆円でしたが、昨年の夏には総理が四兆円の補助金削減に見合う額を税源移譲すると指示し、若干小さくなりました。さらに、年末の予算編成の段階では、今申し上げたように六千六百億円でした。三位一体改革の期限は平成十八年ですが、今後二年間で残りの財源移譲は本当年に行われるのでしょうか。それとも、昨年の地方分権改革推進会議の答申のように、税源移譲については先送りをねらっているように見受けられますが、この後も本当年に税源移譲を行う気があるのでしょうか。総務大臣の御見解をお伺いいたします。

それにしても、今回の六千六百億円は、税源移譲ではなく、地方譲与税と交付金による単なる税収の移転であります。これらは一般財源であると説明されるでしょうが、決して自主財源ではありません。依存財源である地方交付税を削減して、新たに増やしたのがまた依存財源では全く筋が通りません。税源移譲の目的は、自主財源を増やし、地方自治体が住民個々に御負担をお願いし、納税者の監視の下に地方自治体の責任において事務事業を行うということにあるのではないのでしょうか。これでは正に財政のつじつま合わせにほかなりません。併せて総務大臣及び財務大臣にお伺いいたします。

第二に、税源移譲する税目について、当初基幹税目とされておりましたが、基幹税目とは何を指すのでしょうか。総務大臣、財務大臣の御見解を伺います。

また、この基幹税の中には当然消費税が含まれると思えますが、消費税の位置付けについてお伺いいたします。

現在は、消費税の二・九％は地方消費税として、四％は国税とされております。そして、国税である消費税の二・九・五％は地方交付税として地方自治体に交付されているのであります。消費税は地方にとつては安定的で重要な財源であります。他方では、将来これを引き上げるとともに、福祉目的税として位置付けるといふ意見もございます。高齢化の進展などを背景として、今後多額の財政需要が見込まれる中で、十分検討に値すると思われませんが、消費税の性格について、総務大臣及び財務大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

欧米では、米国のように消費課税を地方税と位置付け、自治体独自で徴収している国がある一方、国が社会保障税として消費課税を行っている国もあります。総務大臣及び財務大臣、経済財政担当大臣は、どういう税目が国税として、また地方税としてふさわしいとお考えなのか、その在り

方についても併せてお伺いしたいと思います。

なお、税源移譲に関連し、税収の偏在の問題についても伺います。

将来、税源移譲が進むと、東京のような大都会と地方では税収にどうしても隔たりが出てきます。働き手を都会に送り出して過疎の地域を守っている高齢の住民に対し、住民税の負担を求めている能力に限界があります。税源移譲に際しては、ある程度の格差を許容しつつも、税源の不均等の問題を解消することが求められます。この問題をどのように解消していくのか、総務大臣及び財務大臣の御見解を求めます。

第三に、補助金改革の中身が地方の自主性、自立性の強化につながっていないことも大問題であります。

補助金改革の対象になっているのは、一般財源化しても地方の裁量拡大にはつながらない項目ばかりであります。補助金改革の議論の間、權益温存に血眼となった中央省庁や族議員の抵抗を放置し、補助金改革が骨抜きになるのを座視した小泉総理のリーダーシップの欠如を指摘せざるを得ません。補助金改革が地方の自主性の強化につながっていないことについて、総務大臣、財務大臣の御見解をお伺いいたします。

例えば、義務教育費国庫負担金の退職手当が廃止され、税源移譲予定交付金として地方に交付されることになっていますが、教職員の退職者が今後急速に増え続けることは明らかでございます。この補助金が一般財源化されますと地方財政の圧迫は避けられず、必然的に税源移譲予定交付金が地方税として譲与されるのは先の話となりかねません。他に数多くある補助金の中で、なぜこの義務教育国庫負担金の退職手当が三位一体改革の出だしから選ばれたのか、文部科学大臣に説明を求めます。

また、公立保育所運営費に関する補助金が廃止され、所得課税と税として税源が地方へ移譲されることになっております。しかし、国が施設の設置

基準や職員の配置基準といった基準作成の権限を握り続ける限り、地方の自由度は高まりません。基準作りそのものを地方へ任せずには、分権改革は語ることはできません。補助金改革が行われる際には、権限の移譲が同時に行われなくては地方の裁量は拡大しないと考えます。今回の措置で地方の権限がどう増えるのか増えないのか、厚生大臣に伺います。

さらに、公立保育所だけが対象で、民間の保育所は対象外になっていることについても、その明確な理由は今もって聞かれません。自民党議員の選挙対策だという声も聞かれております。なぜ民間保育所と公の施設とを区別する必要があるのでしょうか。民間保育所の補助金を一般財源化することで生じる不都合があるならば、厚生労働大臣、明確に御答弁ください。

また、来年度の補助金改革に際しても、民間保育所の補助金を対象とするか否かについても併せて厚生労働大臣からお答えください。

第四に、地域再生事業債について質問いたします。

地方は、今、疲弊の極みにあります。それというの、地方自治体に権限、裁量を与えず、税源移譲は中途半端なまま、補助金削減を先行させ、交付税総額を抑制する政府のやり方に最大の責任があります。地方自治体から予算が組めないとの悲鳴が上がったことで事の重大さによりややく気が付いたのか、総務省は地域再生事業債の発行条件を緩和し、増発する救済措置を場当たりに打ち出しました。

しかし、そもそも三位一体改革を標榜し、交付税総額を削減する一方で地方債を増発し、その元利償還金を後年度の交付税で措置するというのは、地方財政をますます複雑なものにするにとともに、政策としては全く矛盾しています。今後、このような地方債の仕組みをどのように改革するのか、また維持し続けるのか、総務大臣の御見解を伺います。

さて、私は、地方分権改革については多様性を認めることが大切ではないかと思っております。国の干渉を極力排除するということは、住民自治の尊重、つまり多様性を容認することになります。

私は、若いころ、学生として、主婦として、十余年をアメリカ東部で暮らしたことがあります。このころの記憶をたどりますと、アメリカの地方自治体は誠に多様性に富んでいました。特に、市町村やカウンティの行政はいろいろな特色を持っていたように思います。あるカウンティでは、税金は重くても公立学校のレベルが高く、治安が行き届き、環境が整備されているなど、各自自治体が行き届いてその税金に見合った魅力を感じ合っているようにさえ私の目には映ったのです。

私たちが目指しているのは、地方がそれぞれの地域の特色を生かし、自分たちの裁量、決定権を持つ社会、地域に住む住民こそが主役である社会です。このような地方分権改革は、権限の集中と補助金のばらまきを中心とした政治手法では実現不可能な改革でございます。自民党政治の限界を示すものではないかと私は思います。民主党こそが地域を、日本全体を活性化させる地方分権改革を担うべき存在であるということを最後に強く申し上げ、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣麻生太郎君登壇、拍手)

○国務大臣(麻生太郎君) 広中和歌子先生から八問ちようたいをいたしました。

地方分権に関する現状認識と国と地方の役割の見直しについてのお尋ねであります。

地方分権の基本は、国がやるべきことには国が専心して、地方にできることは地方にということであり、平成十二年度の地方分権一括法というものが施行されましたから、地方分権改革は確かな一歩を踏み出したと思っております。財政の分権、また権限の分権という点であろうと思えます。

平成十六年三月十二日 参議院会議録第八号

が、これらにつきましては、たゞいま国の規制や関与の縮小等々が今進んでいるところであり、また、三位一体改革の目的についてのお尋ねがありました。

三位一体の改革は、地方分権の理念に沿って、財政面において地方の自由度を増し、住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で行えるようにしようとするものであります。

平成十六年度におきましては、まず、一兆円の国庫補助負担金の廃止、削減を行うとともに、所得譲与税を創設し、税源移譲も行うこととしたところであります。

地方交付税等につきましては、非常事態とも言えます。現下の地方財政の状況を勘案し、財政の健全化を進めるため、歳出を大幅に見直し、その総額を抑制したものであります。是非御理解いただければと存じます。

三位一体の改革に関する民主党案についてのお尋ねがございました。

民主党もまた、地方分権、地方財源の充実に積極的でおられることは、誠に心強いことであります。しかしながら、民主党の予算案は、それに対応する地方の歳入歳出の見込みが作成、公表されておられませんので、地方財源が十分に確保されていないのではないかという疑問があります。また、補助金の大半を短期間に、しかもあのように大きくくりで一括に交付金化するということが適当かどうかという点、税源移譲の具体的な制度設計が示されていないことや、さらに地方交付税の減額が政府案より更に大きいなどの問題点もあると考えております。

次に、税源移譲について幾つかのお尋ねがございました。まず、今回、平成十八年度までに所得税から個人住民税へ本格的な税源移譲を実施することを決定いたしました。十六年度は、ひとまず所得譲与税と税源移譲予定特例交付金を創設いたします。

国務大臣の報告に関する件(平成十六年度地方財政計画について)、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案、所得譲与税法案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

が、これらは使途の自由な地方財源を充実させるものであります。

また、税源移譲は基幹税目で行うこともいたしております。基幹税目とは、税源が普遍的に存在し、そして税収においても中核的な役割を果たしている税と思っております。

税源移譲対象の基幹税目としては、個人所得税、法人所得課税、そして消費課税が挙げられるものと考えております。特に、地方消費税は、今後、福祉、教育等幅広い行政需要を担う税として、ますます重要な役割を果たしていくものと考えております。

次に、国税と地方税のふさわしい税目の在り方についてであります。

租税の基本的な機能は、公的サービスの財源を調達することであり、国税におきましては、これに加えて、所得配分機能、経済安定化機能を有する税目がふさわしいものと考えております。

一方、地方税は、地域の事情が様々に異なります。中、基礎的な行政サービスを支える必要があることから、税源の偏在が少なく、税収の安定的な税目がふさわしいものと考えております。

さらに、税源移譲が進めば税収格差が拡大するとの御指摘がありました。

税源移譲を進めるに当たりましては、地方団体の間の税収の格差に問題があると、十分な配慮が必要であるということは御指摘のとおりであります。そのために、例えば個人住民税を一律一〇％にする等比例税率化する方式など、偏在性の少ない地方税体系となるよう、具体的に検討してまいらねばならぬと思っております。

それでもなお、地域間の財政力格差が拡大する場合に、地方交付税制度によりまして財源調整を行い、地方団体が十分な行政を行えるようにしてまいりたいと存じます。

補助金改革が地方の自主性の強化につながっていないとの御指摘がございました。

今回の国庫補助負担金の一般財源化により、財

源面におきましては地方の自由度が拡大したところであり、また、しかしながら、地方団体が真に自主的な行政サービスを行いますためには、もろもろの国の義務付けや縛り等々の見直しは必要であります。

今後とも、地方団体の声を踏まえて、所管省庁に対し制度の見直しを働き掛けてまいりたいと思っております。

最後に、地域再生事業債についてのお尋ねがありました。

地域再生事業債は、地域の活性化を支援するために創設したものでありまして、また予算編成が困難であるとの地方団体の声に配慮をし、その元利償還金に対し交付税措置を行うこととしたものであります。

今後とも、地方の実情に応じ、地方債や交付税により支援を行うことは必要であると考えております。(拍手)

(国務大臣竹中平蔵君登壇、拍手)

○国務大臣(竹中平蔵君) 広中議員から三問いただきました。

三位一体の改革の目的についてのお尋ねでございます。

政府は、三位一体の改革を通じて、地方の権限と責任を大幅に拡大し、もって真に住民に必要な行政サービスを地方が自らの責任で自主的、効率的に選択できる幅を拡大するとともに、国、地方を通じて簡素で効率的な行政財政システムの構築を図るというふうにしております。

このため、基本方針二〇〇三において十八年度までの具体的な改革工程を示しているところでございます。地方が決定すべきことは地方が自ら決定するという本来の姿の実現に向けて改革を推進してまいります。

三位一体の改革は地方財源のカットが目的なのではないかというお尋ねがございました。

三位一体の改革は、地方の権限と責任を大幅に

拡大するということを目的としております。同時に、国、地方を通じた行政のスリム化を進めることは極めて重要であるというふうに考えております。

平成十六年度においても、こうした考え方に沿いまして、国庫補助負担金の廃止、縮減等、引き続き地方が主体となって事業を実施できる必要のあるものについて税源移譲を具体化していく、交付税の改革にも取り組むというふうにしたところでございます。

今後とも、地方自治体を始め関係者の意見も十分踏まえながら、三位一体の改革を加速、強化してまいり所存でございます。

最後に、税体系についてのお尋ねがございました。

基本方針二〇〇三では、三位一体の改革の中で、応益性や負担分任性という地方税の性格も踏まえ、また自主的な課税が行いやすいという点も考慮して、基幹税の充実を基本に、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系を構築するとの方針を明確に示しております。

こうした考え方に沿って、十八年度までに所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実現することとしたところでございます。

三位一体への対応を行う中で、引き続きあるべき税制の構築に向けて検討を進めることが重要であると考えております。(拍手)

(国務大臣谷垣禎一 君登壇、拍手)
○国務大臣(谷垣禎一 君) 広中議員にお答えをいたします。

私に対するお尋ねは、総務大臣だけでなく、私にも答えよというものでございますので、できるだけ重複を省いて答弁をさせていただきますと存じます。

まず、十六年度の税源移譲についてのお尋ねがございました。

国と地方の改革を進めるに当たって大事なことは、地域における受益と負担の関係を明確化し

て、そして地方の行政が住民と向かい合いながら行政を進めていけるような姿を作っていくことではないかと思っております。

こうした観点を踏まえて、今後行われる補助金改革と併せて、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を行っていくと考えております。

十六年度は、御指摘のように、所得譲与税と税源移譲予定交付金によりましてこれは暫定的に税源を手当てしているわけでありましてけれども、今後、本格的な税源移譲につながることを明確にした上で、使途を特定しない一般財源として地方に配分されるものでありますので、地方が自らの責任で事務事業の在り方について自主的に判断することにつながるのではないかと考えております。

それから、基幹税及び消費税についてのお尋ねがございました。

基幹税の定義はもう総務大臣から御答弁がございましたので、私からは、それに当たるものは、一般的には個人所得課税、それから法人所得課税、消費課税などが挙げられるというふうに考えております。

それから、消費税の福祉目的税化につきまして、これは幅広い観点から慎重に検討していくことが必要と考えておりますが、消費税は、少子高齢化が進展する中で、世代間の公平を確保しながら、増大する社会保障給付を安定的に支えていく上で極めて重要な税であるというふうに考えております。

それから、国税、地方税の在り方についてのお尋ねがございました。国税はどういうものかと。これはもう麻生大臣から御答弁があったところでございますが、今後、少子高齢化の進展等によつて増大する社会保障給付、これに要する費用を始めとした国の公的サービスの財源調達を安定的に行うという機能のほかに、所得の再分配を図る機能が重要であろうと思っております。

一方、地方税につきましては、地域住民がその

能力と受益に応じて、薄く広く負担を分かち合っていくということが基本ではないか。それで、さらに、地域的な偏在が少なく、税収が安定的で、自主的な課税が行いやすいという税体系であることが重要ではないかというふうに考えているところでございます。

それから、税源の不均等の解消についても、既に麻生大臣から御答弁がございました。これはまず総務大臣においてお考えいただくべきこととでございますが、私どもとしても、今後地方における税収偏在等の実態を踏まえて、地方の自由度と裁量性の余地を拡大するという観点から、いかなる改革が望ましいか、検討してまいりたいというところでございます。

それから、補助金改革については、平成十六年度、一兆円程度の廃止、縮減等を行ったところでございますが、その際、事務事業の徹底的な見直しを行いました。義務教育費国庫負担制度については、教職員の給与水準等を地方が自ら自主的に決定できる総額裁量制を導入いたしました。国の関与を縮減する観点から、農業委員会の設置に係る市町村の裁量を拡大したと、これは必置基準面積の引上げ等を行いました。それから、地方の自主性、裁量性が最大限発揮できるようにまちづくり交付金というようものを創設したといったことをやりまして、地方の裁量拡大にはつながらない項目ばかりという御批判は当たらないものと考えております。(拍手)

(国務大臣河村建夫 君登壇、拍手)
○国務大臣(河村建夫 君) 広中和歌子議員にお答え申し上げます。

なぜ義務教育費国庫負担金の退職手当が三位一体改革の出だして選ばれたのかと、こういうお尋ねであります。

今回の義務教育費国庫負担法の改正は、昨年六月の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇三」等を踏まえ、義務教育費国庫負担金について、義務教育に関する国の責任を適切に果

たしつ、義務教育に関する国と地方の役割分担及び費用分担の在り方の見直しを図る観点から、国庫負担の対象経費を国が真に負担すべきものに限定するために、退職手当及び児童手当に要する経費を国庫負担の対象外とするものであります。以上であります。(拍手)

(国務大臣坂口力君登壇、拍手)
○国務大臣(坂口力君) 広中議員から二問ちょうだいをお願いいたします。

公立保育所運営費と地方の自由度についてのお尋ねがございました。

公立保育所につきましては、自治体が自らその責任に基づきまして設置していることにかんがみまして、運営費を一般財源化することとしたものでございます。

保育所の基準につきましては、今後とも児童の健康を守り、心身の健全な育成を図るために必要な設備や職員配置を定めました最低基準を遵守しまして、保育を実施していただくことが重要と思っております。

今回の一般財源化に伴いまして、公立保育所と公立幼稚園の相互の連携が容易になること、今後、また総合的に保育所と幼稚園を同じにした総合施設を造るというような動きもございまして、そうした新しい発想によりまして新しいものを造っていただくということも可能になるのではないかとこのように思っております。

それから、従来の運営費における使途、これも制限を今までしておりますが、この制限をなくしますの自由度は高まるというふうに思っております。

もう一点、保育所運営費の一般財源化に関する公立保育所と民間保育所との取扱いについてのお尋ねがございました。

先ほども申しましたとおり、公立保育所につきましては、自治体の条例によりまして設置をした施設でありまして、その管理運営責任は地方自治体にありますこと、そしてその職員は基本的に地

方自治体の職員でありますことから、運営費の一般財源化を行つても、必要な財源が自治体によって確保されるものと考えているところでございませう。

一方、民間の保育所につきましては、施設の管理運営責任でありますとか職員に關しまして、公立の施設とは異なっていることは今更申し上げるまでもないわけでございまして、政府・与党合意にも基づきまして、民間保育所に関する国の負担につきましては、今後とも引き続き国が責任を持つて行つものとしていところでございませう。(拍手)

○議長(倉田寛之君) 宮本岳志君。

(宮本岳志君登壇、拍手)

○宮本岳志君 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となりました地方財政計画外三法案について、総務大臣並びに関係大臣に質問いたします。

今、各地の地方自治体の現場で、これでは予算の編成ができないという悲鳴に近い声が上がっています。それは、政府が三位一体改革の名の下に、補助金一兆円の削減とともに、地方交付税を一・二兆円、臨時財政対策債を一・七兆円削減するなど、国から地方への財政支出を総計で四兆円近くも減らしたからであります。一方で、地方に移譲される財源はたったの四千五百億円、削減額のわずか一二%にすぎません。

麻生総務大臣は、三位一体改革の基本方向として、第一に地方に信頼され、地方が元気になる改革、第二に自主財源を拡充する改革、第三に地方の自由度を拡大する改革でなければならぬと申しましたが、自治体の財源を三兆五千億円も減らしておいて、どうして地方が元気になるのか、地方の自由度を拡大する改革などと言えるのですか。総務大臣の明確な答弁を求めます。

政府は、交付税の財源保障機能が自治体のモラルハザードを招いたなどとまで言つて、地方交付

税の削減を進めています。しかし、無駄な公共事業の裏負担と単独事業の押し付けで自治体財政を破綻へと導いたのは、ほかならぬ政府自身ではありませんか。国の責任である財源保障に背を向けることこそ、モラルハザードそのものではありませんか。答弁を求めます。

そもそも小泉内閣の三位一体改革は、地方への補助金削減ができるならばその中身は何でもいいという、極めて無責任なものであります。例えば、一兆円の補助金削減の方法も、各省庁別の枠を決めて割り当てるといふやり方です。その結果、厚生労働省は削減のノルマ消化のために、当初、生活保護費の国庫負担率の引下げを行おうとし、これには地方団体から、憲法二十五条の生存権保障を切り捨て、国の責任を放棄するものだとのごうごうたる批判が寄せられました。この批判の下で、今度はそのしわ寄せ先を保育分野に押し付けたのであります。この一つを見ただけでも、小泉内閣の三位一体論には何の理念もなく、補助金が削減できるならば中身は何でもいいということを示しているではありませんか。

政府は、このような三位一体改革で地方の権限と責任が拡大すると言いますが、これでどうして地方の権限と責任が拡大するのか、国民が納得できる明確な答弁を求めます。

また、公立保育所運営費負担金の一般財源化も、極めて問題が大きいものです。政府・与党協議会の了解事項では、民間保育所が責任を持つて行つものとするとしてあります。民間保育所にかかわる国庫負担を今後とも引き続き国が責任を持つて行つのは当然です。ところが、政府は、公立保育所の運営費負担金を一般財源化し、これを人口によって配分する所得課税に置き換へようとしています。結果として、多くの減額される市町村が生じます。これでは国の責任を果たすことにはなりません。

公立の保育所については国が責任を持たなくては

よいのですか。厚生労働大臣の明確な答弁を求めます。

私は、先日、地元大阪の公立保育所関係者からも意見を伺つてまいりました。今、保育の現場では、公立保育所運営費負担金の一般財源化が公立保育所の民営化や民間委託化に一層拍車を掛けるのではないかと不安の声が広がっています。

また、民間保育所の経営者らで作る社団法人全国私立保育園連盟も、民間保育園にも大きな影響を及ぼすとの立場から、反対を明らかにしています。

公私の区別なく現場に広がるこうした反対の声に、厚生労働大臣はどう答えるのですか。答弁を求めます。

義務教育にかかわる補助金の削減も重大です。今年度の二千三百億円の一般財源化に続いて、来年度は退職手当と児童手当分の二千三百億円が交付金に切り替えられます。その結果、人口に応じた配分となり、過疎地を抱える地方では財源不足になることが指摘されています。都市と農村の格差が一層拡大するのです。このようななし崩しのやり方で義務教育にかかわる制度を掘り崩していくことは、断じて許されません。

義務教育を受ける権利をあまねくすべての児童に保障することへの国の責任を、文部科学省はどのように考えているのですか。このような義務教育費国庫負担金の部分的な一般財源化が続けば、やがては義務教育費に対する国の責任の放棄につながるのではありませんか。文部科学大臣の答弁を求めます。

次に、公共事業関係費の補助金削減についてです。無駄な大規模プロジェクトなどに思い切つたメスを入れるのは当然ですが、地方自治体が行う公共事業は、身近な生活道路や学校、病院、老人ホームなどの建設も含まれております。生活関連の公共事業は地域経済や雇用にとつても重要な役割を果たしており、むしろ増やすべきものが多くあ

ります。ところが、これらの公共事業関係の補助金は三千億円削減され、地方交付税の投資的経費も一兆四千億円減らされました。私が訪ねた大阪のある自治体では、学校の大規模改修の見送りや、人口増によつて必要な小中学校の建設計画まで見直さざるを得ない事態になりつつあります。

その一方で、関西空港二期事業を続けるばかりか、明らかに無駄が指摘されている四本目の本四架橋、紀淡海峡道路などは計画さえ見直そうとしないではありませんか。

正に増やすべきものは削り、逆に削るべきものには一切手を付けず、これでは明らかに本末転倒ではないのですか。財務大臣の答弁を求めます。

政府は、三位一体改革なるものを、地方自治体からの税源移譲の要求を逆手に取つて進めようとしています。しかし、来年度の予算案と地方財政三法案を見る限り、税源移譲は全く絵にかいたもちになつていと言わざるを得ません。所得課税や税源移譲予定特例交付金は臨時的な措置だとされていいますが、一体、国庫補助負担金、交付税の削減に見合う税源移譲が期待できるのですか。平成十八年度までに国庫補助負担金と交付税の削減に見合う税源移譲ができるのかどうか、財務大臣の責任ある答弁を求めます。

最後に、地方税の改正について質問します。地方税の改正項目は今年も多岐にわたつていますが、老年者控除の廃止による平年度の国民負担増一千億円、国税の公的年金等控除縮小の影響額は四百億円余りなど、その中心は個人住民税の増税にあります。これは、特に高齢者に大きな負担増をもたらす許し難いものです。さらに、個人住民税の均等割の引上げも、低所得者への配慮を欠いたものであり、弱い者いじめそのものだと言わなければなりません。

橋本内閣の経済失政以来、個人の懐を痛め付け、消費の低迷を招いてきた自民党政府の経済失政がこの深刻な不況を出口のないものにしてきま

平成十六年三月十二日 参議院会議録第八号

国務大臣の報告に関する件(平成十六年度地方財政計画について、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案、所得課税と税法案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明))

した。今回の弱者ねらい撃ちともいふべき地方税の増税が国民の消費を更に冷え込ませ、日本の経済に一層の打撃を与えるという認識が総務大臣にあるのかどうか、答弁を求めるものであります。

私は、自治体はその本来の責務を担うために必要な税財源の移譲を国の責任で行うこと、同時に、自治体の財政再建により自治体としての自主性を文字どおり確立し、住民が主人公と言える地方政治をしっかりと作ることこそ真の改革、だということをお願いして、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣麻生太郎君登壇、拍手〕
○国務大臣(麻生太郎君) 宮本議員から四問ちょうだいをお願いしました。

まず、三位一体の改革の基本方針についてのお尋ねがあつております。

平成十六年度は、国庫補助負担金につきましては一兆円の廃止、削減を行い、そのうち、引き続き実行する、実施する必要があるものにつきましては所得課税と税等により財源措置をいたしております。これにより、地方の自由度が拡大する改革になったと考えております。

また、地方交付税等が減少したのは、非常事態ともいえる地方財政の状況を考え、経済財政健全化を進めるためには歳出を厳しく見直したためであります。ただし、行政サービスに必要な財源は確保いたしております。

今後とも、地方の自由度を拡大し、地方が元気になるよう、三位一体改革は進めてまいりたいと思ひます。

次に、地方の財源保障に関する国の責任についてのお尋ねがあつておりました。

国が地方団体に多くの事務を義務付けている我が国におきましては、地方が必要とする財源を保障するのは国の責務であります。今後とも、この基本方針は堅持いたします。

三番目に、公立保育所国庫負担金の一般財源化と地方の権限拡大についてのお尋ねがあつております。

今回、公立保育所運営費負担金を一般財源化したしております。このことによつて、例えば地方団体は、これまで国庫負担の対象とならなかつた駅前保育所等々施設も設置しやすくなつております。これにより、住民ニーズに応じた多様な保育行政が展開できるようになっております。

最後に、地方税制改正についてのお話がありました。

今回行います年金課税の見直しは、世代間及び高齢者間の税負担の公平を確保するために行おうとするものであります。その際、標準的な年金以下で暮らしておられる高齢者世帯に新たな負担を求めることはありません。また、個人住民税の均等割につきましても、所得金額が一定金額以下の方々からは引き続き税負担を求めません。このように、高齢者、低所得者に対しては十分配慮いたしておると思ひます。(拍手)

〔国務大臣坂口力君登壇、拍手〕
○国務大臣(坂口力君) 宮本議員にお答えを申し上げます。

保育所についてのお尋ねでございますが、先ほど中議員にもお答えをしたとおりでございます。公立保育所につきましては、自治体の条例によりまして設置をされた施設であり、その管理運営責任は地方自治体にあること、その職員は基本的に地方自治体の職員であること、これらのことから、運営費の一般財源化を行つても必要な財源が自治体において確保されるものと考えております。

一方、民間保育所につきましては、施設の管理運営責任やその職員に對しまして、公立の施設とは異なつておりますことから、政府・与党合意にも基づきまして、民間保育所に関する国の負担につきましては、今後とも引き続き国が責任を持つて行つていくところでございます。

〔国務大臣河村建夫君登壇、拍手〕
○国務大臣(河村建夫君) 宮本議員から二件

質問をいただきました。

第一点は、義務教育を受ける権利をすべての児童生徒に保障する責任についてお尋ねでございます。

義務教育費国庫負担制度は、国の責任によつて一定の教育条件を保障する制度であり、これによつて地方公共団体の財政力の格差にかかわらず全国すべての地域において優秀な教職員を必要以上確保して、教育の機会均等と教育水準の維持向上が図られておるところであります。

今回の改正は、昨年六月の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇三」等を踏まえて、義務教育費国庫負担金について、義務教育に関する国の責任を適切に果たしつつ、義務教育に関する国と地方の役割分担及び費用分担の在り方の見直しを図る観点から、国庫負担の対象経費を国が真に負担すべきものに限定するために、退職手当及び児童手当に要する経費を国庫負担の対象外とするものであります。

もう一点は、一般財源化が続けば義務教育に対する国の責任の放棄につながるのではないかと、いろいろお尋ねであります。義務教育費国庫負担制度については、地方の自由度を高めるという観点から、必要な見直しは行ないながらも、義務教育について国の責任を果たすことが大事であること、このように考えております。

このために、義務教育の機会均等と、その水準を確保する国としての責任を果たすという制度の根幹を堅持するんだという観点に立つて適切に対応してまいります。(拍手)

〔国務大臣谷垣禎一君登壇、拍手〕
○国務大臣(谷垣禎一君) 宮本議員にお答えいたします。

まず、公共事業の補助金についてのお尋ねですが、国庫補助負担金については、地方の権限と責任を拡大するとともに、国、地方を通じた行政のスリム化を行うという観点から、廃止、縮減等を行う補助金改革を進めておりますが、公共事業に

ついてもこういった観点から、十六年度予算において約三千二百億円の補助金のスリム化を図つております。しかし、それと同時に、地方の自主的な取組による全国の都市再生を支援しようということ、まちづくり交付金を創設するといった地域経済の活性化にも意を用いております。

それから、地方財政計画における投資単独事業につきましては、国の補助事業の削減状況や、それから投資単独事業の実際の執行額が計画額を大きく下回つていくということを踏まえて削減したものであります。

関西空港につきましては、十六年度に第二期事業の用地造成を予定しておりますけれども、今後、供用開始に必要な施設の整備については、需要動向や会社の経営状況などを見つつ行うということにしております。

それから、紀淡海峡道路については、関係省庁と協議しながら、その必要性を十分慎重に判断して検討してまいりたいということでございます。それから、税源移譲についてのお尋ねがございました。

基本方針二〇〇三で、税源移譲は、廃止する補助金の対象事業の中で引き続き地方が主体となつて実施する必要があるものについて行うということにしてありますが、十六年度は、こういう原則の下で、補助金改革一兆円のうち、事業が引き続き地方に残るものについて所得課税と税源移譲予定特例交付金によつて財源を手当てしておりますが、今後、十八年度までに、補助金改革と併せて、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を確実に実行してまいりたいと考えております。

〔議長(倉田寛之君) これにて質疑は終了いたしました。〕

本日はこれにて散会いたします。
午前十一時四十一分散会

出席者は左のとおり。

議員

議長 倉田 寛之君
副議長 本岡 昭次君

岩本 莊太君 福本 潤一君
山本 香苗君 島袋 宗康君
千葉 国男君 西銘順志郎君
後藤 博子君 山本 正和君
高野 博師君 小泉 顕雄君
有村 治子君 椎名 素夫君
荒木 清寛君 渡辺 孝男君
山本 保君 阿南 一成君
大野つや子君 松 あきら君
加藤 修一君 魚住裕一郎君
山崎 力君 国井 正幸君
田浦 直君 山本 一太君
日笠 勝之君 森本 晃司君
木庭健太郎君 山口那津男君
狩野 安君 泉 信也君
佐藤 泰三君 山崎 正昭君
浜四津敏子君 統 訓弘君
鶴岡 洋君 白浜 一良君
扇 千景君 月原 茂皓君
田中 直紀君 森元 恒雄君
中島 啓雄君 世耕 弘成君
荒井 正吾君 山下 英利君
野上浩太郎君 福島啓史郎君
藤井 基之君 舩添 要一君
加治屋義人君 入澤 肇君
小斉平敏文君 有馬 朗人君
亀井 郁夫君 小林 温君
松山 政司君 吉田 博美君
金田 勝年君 中原 爽君
谷川 秀善君 北岡 秀二君
景山俊太郎君 橋本 聖子君
三浦 一水君 田村 公平君
溝手 顕正君 中島 眞人君

阿部 正俊君 市川 一朗君
上野 公成君 清水 達雄君
保坂 三蔵君 宮崎 秀樹君
小野 清子君 尾辻 秀久君
片山虎之助君 清水嘉子君
関谷 勝嗣君 松田 岩夫君
久世 公堯君 青木 幹雄君
佐々木知子君 黒岩 宇洋君
高橋紀世子君 岡田 広君
藤野 公孝君 西川きよし君
中村 敦夫君 愛知 治郎君
段本 幸男君 森山 裕君
森田 次夫君 伊達 忠一君
柏村 武昭君 中川 義雄君
岩城 光英君 岸 宏一君
仲道 俊哉君 日出 英輔君
鈴木 政二君 常田 享詳君
武見 敬三君 松村 龍二君
岩井 國臣君 太田 豊秋君
吉村剛太郎君 西田 吉宏君
野間 越君 林 芳正君
魚住 汎英君 南野知恵子君
矢野 哲朗君 竹山 裕君
真鍋 賢二君 中曾根弘文君
陣内 孝雄君 香掛 哲男君
山東 昭子君 上杉 光弘君
桜井 新君 斎藤 十朗君
岩本 司君 榎葉賀津也君
若林 秀樹君 信田 邦雄君
辻 泰弘君 平野 達男君
森 ゆうこ君 松井 孝治君
谷林 正昭君 高橋 千秋君
中島 章夫君 山根 隆治君
藤原 正司君 藤井 俊男君
神本美恵子君 川橋 幸子君
郡司 彰君 北澤 俊美君

堀 利和君 円 より子君
直嶋 正行君 佐藤 道夫君
谷 博之君 千葉 景子君
大淵 絹子君 松岡満壽男君
岡崎トミ子君 興石 東君
築瀬 進君 平田 健二君
江田 五月君 田名部匡省君
渡辺 秀央君 西岡 武夫君
広中和歌子君 山下八洲夫君
勝木 健司君 小林 元君
今泉 昭君 樋口 俊一君
宮本 岳志君 小林美恵子君
又市 征治君 鈴木 寛君
八田ひろ子君 小泉 親司君
大田 昌秀君 池口 修次君
大江 康弘君 大沢 辰美君
井上 美代君 西山登紀子君
福山 哲郎君 林 紀子君
畑野 君枝君 紙 智子君
伊藤 基隆君 朝日 俊弘君
小川 勝也君 広野ただし君
井上 哲士君 大門美紀史君
池田 幹幸君 福島 瑞穂君
羽田雄一郎君 長谷川 清君
大脇 雅子君 平野 貞夫君
富樫 練三君 岩佐 恵美君
小池 晃君 山本 孝史君
齋藤 満治君 田村 秀昭君
齋藤 勁君 和田ひろ子君
角田 義一君 吉川 春子君
市田 忠義君 緒方 靖夫君

國務大臣

総務大臣 麻生 太郎君
財務大臣 谷垣 禎一君
文部科学大臣 河村 建夫君
厚生労働大臣 坂口 力君
国土交通大臣 石原 伸晃君

副大臣

國務大臣 (内閣府特命担当大臣) 經濟財政政策
竹中 平蔵君
総務副大臣 山口 俊一君
財務副大臣 石井 啓一君

議員派遣中の議員

河本 英典君

議長の報告事項

去る二月二十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

遠山 清彦君

補欠

山本 香苗君

決算委員

若林 秀樹君

補欠

柳田 稔君

同日内閣から次の議案が提出された。
地中海漁業一般委員会に関する協定の改正の受諾について承認を求めるの件(閣条第八号)

航空業務に関する日本国とウズベキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第九号)

道路交通法の一部を改正する法律案(閣法第六〇号)

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(閣法第六一号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第一号)

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国と

ベトナム社会主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第二号)

刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第三号)

サイバー犯罪に関する条約の締結について承認を求めるの件(閣条第四号)

無形文化遺産の保護に関する条約の締結について承認を求めるの件(閣条第五号)

国際原子力機関憲章第十四条の改正の受諾について承認を求めるの件(閣条第六号)

全権委員会(千九百九十四年京都及び千九百九十八年ミネアポリス)において改正された国際電気通信連合憲章(千九百九十二年ジュネーブ)を改正する文書(全権委員会(千九百九十二年ジュネーブ)において採択された改正)及び全権委員会(千九百九十四年京都及び千九百九十八年ミネアポリス)において改正された国際電気通信連合条約(千九百九十二年ジュネーブ)を改正する文書(全権委員会(千九百九十二年ジュネーブ)において採択された改正)の締結について承認を求めるの件(閣条第七号)

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五八号)

私立学校法の一部を改正する法律案(閣法第五九号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

中小企業者に対する銀行等の資金の貸付けの適正な運営の確保に関する法律案(中山義浩君外五名提出)(衆第四号)

同日議長は、次の内閣提出案を決算委員会に付託した。

平成十四年度一般会計歳入歳出決算、平成十四年度特別会計歳入歳出決算、平成十四年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十四年度政府関係機関決算書

平成十四年度国有財産増減及び現在額総計算書
平成十四年度国有財産無償貸付状況総計算書
同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員中村敦夫君提出北海道警察の裏金づくりに関する質問に対する答弁書(第五号)

同日内閣から、平成十三年度決算に関する参議院の議決について講じた措置の報告を受領した。

同日議長は、モロッコ王国アルホセイマにおいて二月二十四日発生した地震による被害に対し、ムスタファ・オカシャ同国参議院議長宛、見舞電報を発送した。

去る一日次の質問主意書を内閣に転送した。
沖縄県の待機児童及び認可外保育所に関する質問主意書(島袋宗康君提出)(第七号)

去る二日内閣から次の議案が提出された。
工業標準化法の一部を改正する法律案(閣法第七二号)

独立行政法人産業技術総合研究所法の一部を改正する法律案(閣法第七三号)

鉱山保安法及び経済産業省設置法の一部を改正する法律案(閣法第七四号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

知的財産高等裁判所設置法案(閣法第六二号)
裁判所法等の一部を改正する法律案(閣法第六三号)

労働審判法案(閣法第六四号)

民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第六五号)

行政事件訴訟法の一部を改正する法律案(閣法第六六号)

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案(閣法第六七号)

刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(閣法第六八号)

総合法律支援法案(閣法第六九号)

判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律案(閣法第七〇号)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七一号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員中村敦夫君提出ETCに関する質問に対する答弁書(第五百八十八回国会第三号)

同日内閣から、次の質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

参議院議員大田昌秀君提出「SACO最終報告の見直し」に係る日米間の協議内容等に関する質問(第六号)(答弁することができる期限 三月十日)

同日内閣から、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第八條の規定に基づく平成十四年度人権教育及び人権啓発に関する施策についての年次報告を受領した。

同日議長は、二月二十日のスチオン・チャーリークルア・タイ王国王上院議長就任に際し、同議長宛、祝電を発送した。

同日議長は、二月二十六日のボリス・トライコフスキー・マケドニア旧ユーゴスラビア共和国大統領の逝去に際し、リュプチョ・ヨルダノフスキー同国会議長宛、弔電を発送した。

去る三日内閣から次の議案が提出された。
建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案(閣法第七八号)

不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七九号)

旅行業法の一部を改正する法律案(閣法第八〇号)

海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律案(閣法第八一号)

自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律案(閣法第八二号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

不動産登記法案(閣法第七五号)
不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第七六号)

民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律案(閣法第七七号)

去る四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員
辞任 中川 義雄君 補欠 月原 茂皓君

決算委員
辞任 月原 茂皓君 補欠 中川 義雄君

去る五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任 柳田 稔君 補欠 円 より子君

同日内閣から次の議案が提出された。
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第九〇号)

著作権法の一部を改正する法律案(閣法第九一号)

競馬法の一部を改正する法律案(閣法第九二号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二〇号)

所得課税与税法(閣法第二二号)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第二三号)

平成十六年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案(閣法第三号)

所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第五号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを予算委員会に付託した。

平成十六年度一般会計予算(閣予第四号)

平成十六年度特別会計予算(閣予第五号)

平成十六年度政府関係機関予算(閣予第六号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

証券取引法等の一部を改正する法律案(閣法第八三三号)

株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第八四号)

信託業法案(閣法第八五号)

学校教育法等の一部を改正する法律案(閣法第八六号)

文化財保護法の一部を改正する法律案(閣法第八七号)

労働組合法の一部を改正する法律案(閣法第八八号)

農業協同組合法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案(閣法第八九号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員小池晃君外二名提出国際基準に基づく深夜労働の軽減と郵政事業における深夜労働の改善に関する質問に対する答弁書(第二号)

参議院議員小池晃君提出「新たな小児慢性特定疾患対策」に関する質問に対する答弁書(第四号)

同日内閣から、次の質問については、検討する必要があるが、これに日時を要するため、明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

参議院議員島袋宗康君提出沖縄県の待機児童及び認可外保育所に関する質問(第七号)(答弁することができない期限 四月七日)

去る八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国家基本政策委員

辞任

山本 孝史君

補欠

峰崎 直樹君

予算委員

辞任

大島 慶久君

補欠

矢野 哲朗君

月原 茂皓君

小川 敏夫君

内藤 正光君

峰崎 直樹君

高野 博師君

森本 晃司君

小泉 親司君

決算委員

辞任

中川 義雄君

円 より子君

木庭健太郎君

同日議員から次の議案が提出された。

国の行政運営の適正化のための公益通報に関する法律案(櫻井充君外八名発議(参第八号))

同日内閣から次の議案が提出された。

独立行政法人医薬基盤研究所法案(閣法第九五号)

結核予防法の一部を改正する法律案(閣法第九六号)

薬剤師法の一部を改正する法律案(閣法第九七号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案(閣法第九三三号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律等の一部を改正する等の法律案(五十嵐文彦君外二名提出(衆第五号))

金融再生委員会設置法案(五十嵐文彦君外二名提出(衆第六号))

去る九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国家基本政策委員

辞任

峰崎 直樹君

補欠

山本 孝史君

予算委員

辞任

矢野 哲朗君

郡司 彰君

福山 哲郎君

山本 孝史君

荒木 清寛君

木庭健太郎君

小池 晃君

決算委員

辞任

高野 博師君

遠山 清彦君

同日内閣から次の議案が提出された。

社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣法第一八号)

社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣法第一九号)

千九百九十二年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の二千三年の議定書の締結について承認を求めるの件(閣法第二〇号)

千九百七十三年の船舶による汚染の防止のため

の国際条約に関する千九百七十八年の議定書によつて修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書の締結について承認を求めるの件(閣法第二二二号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件(閣法第一〇号)

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)の締結について承認を求めるの件(閣法第一二二号)

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書II)の締結について承認を求めるの件(閣法第一二二号)

児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書の締結について承認を求めるの件(閣法第一三三号)

武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書の締結について承認を求めるの件(閣法第一四四号)

東南アジアにおける友好協力条約の締結について承認を求めるの件(閣法第一五五号)

欧州復興開発銀行を設立する協定の改正の受諾について承認を求めるの件(閣法第一六六号)

たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の締結について承認を求めるの件(閣法第一七七号)

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案(閣法第九八号)

武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律案(閣法第九九号)

武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律案(閣法第一〇〇号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律案(閣法第一〇一号)

武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律案(閣法第一〇二号)

武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律案(閣法第一〇三号)

自衛隊法の一部を改正する法律案(閣法第一〇四号)

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(閣法第一〇五号)

警備法の一部を改正する法律案(閣法第一〇六号)

地方自治法の一部を改正する法律案(閣法第一〇七号)

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一〇八号)

市町村の合併の特例等に関する法律案(閣法第一〇九号)

公益通報者保護法案(閣法第一一〇号)

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(閣法第一一一号)

高速道路株式会社法案(閣法第一一二号)

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法案(閣法第一一三号)

日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律案(閣法第一一四号)

日本道路公団等民営化関係法施行法案(閣法第一一五号)

質問に対する答弁書(第六号)
同日内閣から、地方財政法第三十条の二の規定に基づく地方財政の状況の報告を受領した。
一昨十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
予算委員
辞任 高嶋 良充君 補欠 峰崎 直樹君
森 ゆうこ君 大江 康弘君
遠山 清彦君 森本 晃司君
小泉 親司君 宮本 岳志君
福島 瑞穂君 又市 征治君
決算委員
辞任 森本 晃司君 補欠 遠山 清彦君
又市 征治君 福島 瑞穂君
議院運営委員
辞任 大江 康弘君 補欠 森 ゆうこ君
同日内閣から次の議案が提出された。
消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律案(閣法第一一二号)
地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一一三号)
行政機関の職員の見定員に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一一四号)
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律案(閣法第一一五号)
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。
商品取引所法の一部を改正する法律案(閣法第一一六号)

特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案(閣法第一一七号)
不正競争防止法の一部を改正する法律案(閣法第一一八号)
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一一九号)
大気汚染防止法の一部を改正する法律案(閣法第一二〇号)
環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律案(閣法第一二一号)
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。
コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律案(甘利明君外五名提出)(衆第七号)
同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。
国の行政運営の適正化のための公益通報に関する法律案(櫻井充君外八名発議)
同日議員から次の質問主意書が提出された。
連帯保証人制度に関する質問主意書(櫻井充君提出)(第八号)
昨十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
予算委員
辞任 大江 康弘君 補欠 内藤 正光君
樋口 俊一君 和田ひろ子君
林 紀子君 井上 美代君
宮本 岳志君 八田ひろ子君
又市 征治君 福島 瑞穂君

決算委員
辞任 和田ひろ子君 補欠 樋口 俊一君
福島 瑞穂君 又市 征治君
議院運営委員
辞任 内藤 正光君 補欠 大江 康弘君
同日委員会において選任した理事は次のとおりである。
環境委員会
理事 愛知 治郎君(愛知治郎君の補欠)
同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣案第一号)
同日衆議院から、同院は中央選挙管理委員会及び同予備委員を左記のとおり指名した旨の通知書を受領した。
記
中央選挙管理委員会
坂田 桂三君
浅野大三郎君
後藤 茂君
足立 良平君
猪熊 重二君
元宿 仁君
今井 正彦君
西川 洋君
尾崎 智子君
鳥居 一雄君
同 予備委員

平成十六年二月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 倉田 寛之殿

平成十三年度決算に関する参議院の議決について
講じた措置を別紙のとおり報告する。

平成十三年度決算に関する参議院の議決について講じた措置

政府は、従来から、決算に関する国会の審議議決、会計検査院の指摘等にかんがみ、国費の効率的使用、事務・事業の運営の適正化、不当経理の発生の防止等について特に留意してきたところである。

平成十三年度決算に関する参議院の議決について講じた措置は、次のとおりである。

1 税収見積りの精度向上については、その時点で毎年度の税収見積りについては、その時点で判明している課税実績や政府経済見通しに係る諸指標等を基礎に、個別税目ごとに最大限の努力を傾注しているところである。

十六年度予算については、税収見積りの精度向上に資するため、例えば、大法人に対する聴き取り調査につき、対象法人の追加や調査項目の見直しを行ったほか、民間調査機関からのヒアリングにつき、その対象を追加するなど鋭意工夫を重ねてきたところである。

また、平成十五年七月の経済財政諮問会議において示された「十六年度予算の全体像」を踏まえ、内閣府から所要の協力を得て見直しを行ったところである。

今後とも、様々な視点から創意工夫を加えていくほか、有効な資料の収集に努め、適切な税

収見積りを行うべく、より一層努力してまいる所存である。

2 企業による防衛装備品等の過大請求の再発防止について

企業による防衛装備品等の過大請求事案については、過大請求による国の損失を回収するための特別調査を実施しているところであり、その結果に基づき返還請求を行うこととしている。

また、再発防止のため、契約金額の積算の基礎となる工数の妥当性についての専門家への検証委託や工数審査能力取得のための職員研修を実施するなど、企業からの提出資料を技術的な観点から審査する能力を強化するための体制を整備することとしている。その他、原価計算の手法等についても、有識者の意見等を踏まえ、改善すべき点について早急に対処してまいる所存である。

3 政府開発援助の効率的・効果的な実施について

政府開発援助については、政府開発援助関係省庁間の連携強化、無償資金協力実施適正会議の設置及び第三者による評価の充実など、選定、実施過程の透明性を確保し、効率的・効果的な実施のための措置を講じたところである。また、様々な開発課題に対し、国民の意見を十分踏まえつつ政府開発援助を効果的に実施するため、我が国開発政策の根幹をなす政府開発援助大綱を十一年ぶりに見直したところである。

今後は、この政府開発援助大綱に則り政府開

発援助のより一層効率的・効果的な実施に努めてまいる所存である。

なお、会計検査院の政府開発援助に対する検査については、援助の効果が十分発現し、開発途上国の経済開発、福祉の向上に寄与しているかなどを重点に実施していると承知している。

実地調査については、被援助国の状況を勘案しつつ、可能な限りその対象国や事業数を増加させるなど、より一層の充実を図っているところと聞いている。

4 国際機関等の適切な事業運営の確保及び拠出金等の効率的等について

国際機関等の適切な事業運営の確保及び拠出金等の効率的等については、国際機関等との協議を密にし、その活動状況、意思決定のあり方を十分把握し、拠出金等の支出の必要性を精査してきているところである。

また、国際機関等の事業年度終了後の適切な時期に、利子を含めた残額を正確に把握し、実施が滞っている事業、各種の要因により実施が困難な事業については、原因究明及び見直しを行い、拠出金等の適時適正な支出に努めてきているところである。

さらに、国際機関等における予算管理、チェック体制を含む事業運営全般を把握し、必要に応じて国際機関等にその是正を要請してきているところである。

今後とも、国際機関等の事業運営のあり方及び拠出金等の執行状況について、十分に把握・検討し、適時適正な支出に努めてまいる所存である。

5 国の債権管理の適正化について

国有財産である土地等の貸付料の改定等における債権管理事務については、速やかに債権額の請求手続を行うなど、最大限回収の努力を行っているところである。

また、貸付料の改定等に当たり、速やかに貸付料改定通知等を行うことを徹底するとともに、改定通知等から債権額を請求するまでの事務処理期間を設定することにより、債権管理事務の適正化を図ったところである。

今後とも、国有財産の管理の重要性を十分に認識し、国の債権の適正な管理に万全を期す所存である。

6 研究費の不正な使用の防止について

一部大学等における研究費の不正な使用については、その再発を防止するため、国立大学等に対して、臨時の内部監査及び教職員に対する研修等を実施するよう指導したところである。

さらに、競争的資金による研究費の不正な使用に対しては、再発防止に関する取組をより一層強化する観点から、科学研究費補助金、科学技術振興調整費等の研究費を不正に使用した研究者については、一定期間、その交付対象から除外することとしたところである。

今後、研究費使用について必要な制度改善を一層進めるとともに、綱紀粛正、内部監査等の強化等の指導の徹底を図り、再発防止に万全を期する所存である。

7 雇用・能力開発機構における勤労者福祉施設の処理について

雇用・能力開発機構における勤労者福祉施設

の処理に当たっては、施設本来の趣旨が損なわれることのないよう、譲渡協議先に対して働きかけを行うとともに、売却価格の算定等についても情報開示に努めてきたところである。

今後とも、施設本来の趣旨が損なわれることのないよう、配慮するとともに、十分な情報開示に努めてまいる所存である。

8 公共事業の実施に伴う移転補償事務の適正化について

夕張ニューパロダム建設事業に伴う移転補償に係る事務処理については、移転補償に係る業務成果の検収体制を強化するとともに、補償契約履行についての確認方法を改善したところである。

また、公共事業の実施に伴う移転補償に係る事務の適正化に万全を期すとともに、補償額の算定に関する処理要領等を整備したところである。

今後とも、透明かつ公正な移転補償の実施に努めてまいる所存である。

国際基準に基づく深夜労働の軽減と郵政事業における深夜労働の改善に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十六年一月二十九日

小池 晃 八田ひろ子

宮本 岳志

参議院議長 倉田 寛之殿

国際基準に基づく深夜労働の軽減と郵政事業における深夜労働の改善に関する質問主意書

深夜労働による身体疲労・健康への影響が昼間労働に比べ格段に大きいことは、医学的にも国際的にも常識化している。

だからこそ、ILO(国際労働機関)の「夜業に関する勧告(第一七八号)」では「夜間労働者の通常の労働時間は一般的に平均して短くならなければならない」として労働時間の短縮を提起しているのである。厚生労働省による「平成一三年労働環境調査」でも、全労働者の二〇・七%が深夜労働に従事しており、このうち三六・一%が体調の変化があったと回答しているように、深夜労働の労働者の健康に与える影響は大きい。

また、深夜労働は、労働者の健康面だけでなく、育児や介護などの家族的責任を果たす上でも、労働者の社会生活を保障する上でも、障害となることは明らかである。

かつて、第一四三回国会においても「ILO第一七二号条約の趣旨を踏まえた深夜業の実効ある抑制方策について検討すること」(一九九八年九月二四日参議院労働・社会政策委員会との附帯決議を行っているが、深夜労働者の増大を抑制するとともに、深夜労働を余儀なくされる場合でも、可能な限りその労働時間の短縮を図るとともに、労働条件の抜本的な改善に努力しなければならぬ。

ところが、政府は、ILOの「夜業に関する条約(第一七二号)」の批准を行わないばかりか、「資本効率の向上等の観点から」(労働省「深夜業の就業環境、健康管理等の在り方に関する研究会中間

報告)をも理由に挙げ、「深夜業は、・・・必要不可欠」との立場から、若干の健康対策と引き替えに、深夜労働の増大を野放しにしていることは重大な問題である。

例えば、昨年発足した日本郵政公社は、「公共の福祉の増進を目的」とすべき郵政事業の労働現場に「第一期中期計画」を前提に「郵政事業の効率的な服務の方法の実施」として、従来の「新夜勤」制度を更に過酷にした「深夜勤」(現場では「ふかやきん」と呼称)制度の導入を提案、本年二月八日から実施しようとしている。

この「深夜勤」制度は、二二時から翌朝九時までの一時間勤務を四日連続で行うことを基本とするもので、仮眠もない深夜長時間労働である。この制度は、一部民間企業で実施されている制度を全国三三〇局、二万人の郵政職場に持ち込むものであり、今後の国民的な労働の在り方の「基準」とされることが予想され、看過できない。

郵政産業労働組合の調査によると、現行の「新夜勤」実施以降の一〇年間だけでも、心不全・心筋梗塞、くも膜下出血などで勤務中や夜勤明け、その翌日等に四三人が死亡したほか、基礎疾病(持病)を増悪させられ、発症・死亡や長期入院などの事例も顕著になっている。

今でも「実際には、まともな仮眠などたれない」という労働者が多く、「昼間はなかなか眠れず、アルコールの力を借りる」「昼間はいろんな音が聞こえてくる。電話も、セールスもきて、何度も起こされる」という声が多く出されている。

この上に、「深夜勤」制度になれば、特に遠距離通勤者への影響は深刻で、長距離通勤の労働者は「毎日四時間ぐらいいしか眠れない。夕食は出勤途

中の電車の中でとるしかない。これでは死んでしまうよ」とい、職場では「とても体がもたない。定年まで間があるけど、退職させてもらう」という労働者が何人も出ている状況である。

こうした「深夜勤」制度が、郵政職場に「必要不可欠」なものでないことは明白である。既に、国際的には、万国郵便条約によって「優先・非優先郵便制度」が主要な流れになっている。現在利用されている郵便のうち、六〇〜七〇%は急を要しないものである。日本郵政公社は、「不急郵便制度」の導入を真剣に検討し、労働者に過酷な負担となる「深夜勤」制度を実施せずとも事業を推進できる道を考えるべきである。

政府は、日本国憲法第二七条に基づく勤労の権利を保障する立場から、国際基準に照らして、わが国の深夜労働の実態をつぶさに調査し、その在り方を抜本的に再検討する必要がある。特に、郵政職場における過酷な深夜労働の現実を直視し、早急に有効な改善措置を講ずべきである。

よって、以下のとおり質問する。

一 政府は、国際労働基準を遵守すべきである。とりわけ、ILO第一七二号条約を直ちに批准すべきである。批准に向けてどのような努力を行うのか、政府の見解を示されたい。

二 労働基準法第三七条の「深夜割増賃金二五%以上」は長期にわたって据え置かれ、深夜労働を蔓延させるテコとなっていることは明らかである。直ちに引き上げるべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

三 経済のグローバル化や労働者の働き方の多様化などを理由とした、深夜労働の拡大を野放しにすべきでない。政府は、深夜労働の国際的動

向に照らして、日本における深夜労働について、労働環境だけでなく、家庭生活・社会生活への影響を含めた全面的な実態調査を実施すべきであるが、政府の見解を示されたい。

四 労働基準法第一条第一項は、「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならぬ」とうたっている。同条第二項では「この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない」と定めている。さらに同法第二条では、「労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきものである」とも明記している。郵政職場においても労働基準法に基づき労使が対等の立場で労働条件向上のために努力すべきである。政府の見解を示されたい。

五 労働安全衛生法第三条は、「事業者は、... 快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない」と規定している。郵政職場においても「快適な職場環境の実現」、「労働者の安全と健康の確保」が当然必要である。政府の見解を示されたい。

六 女性の深夜労働規制の撤廃などが行われた一九九七年〜一九九八年の「労働基準法の一部を改正する法律案（以下「労基法改正案」という。）の国会審議の際に、「深夜業の規制」が論議された。その結果、衆議院修正により労基法改正案の附則第一二条に「国は、深夜業に従事する労働者の就業環境の改善、健康管理の推進等当該労働者の就業に関する条件の整備のための事業主、労働者その他の関係者の自主的な努力を促進するものとする」との規定が設けられた。政府は、この附則に基づき、日本郵政公社と関係労働組合に対し「深夜業に従事する労働者の就業環境の改善、健康管理の推進」等について努力を促進するよう働きかけるべきであるが、どのような努力をするのか、明らかにされたい。

七 一九九八年九月二十四日の参議院労働・社会政策委員会では、労基法改正案に対し「将来における深夜業の総合的なガイドラインの策定に資するため、主要業種ごとの労使による自主的なガイドラインの適切な設定に向け、労使が参考とすべき事項を明らかにしつつ実態調査や労使の話し合いの場の設定等、労使の取組に対する必要な援助を行うとともに、ILO第一七一条約の趣旨を踏まえた深夜業の実効ある抑制方策について検討すること」との附帯決議を行っている。政府は、この決議に基づき、郵政事業についても「労使による自主的なガイドラインの適切な設定に向け、労使が参考とすべき事項を明らかにしつつ実態調査や労使の話し合いの場の設定等、労使の取組に対する必要な援助」を行うべきである。また、特に郵政職場では、深夜労働の大幅な条件変更が計画されているため、労働者の声に耳を傾け、その実態調査を行うべきである。どのような努力をするのか、政府の責任ある見解を示されたい。

右質問する。

平成十六年三月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎
参議院議長 倉田 寛之殿

参議院議員小池晃君外二名提出国際基準に基づく深夜労働の軽減と郵政事業における深夜労働の改善に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小池晃君外二名提出国際基準に基づく深夜労働の軽減と郵政事業における深夜労働の改善に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「国際労働基準」とは、国際労働機関（ILO）において採択された条約（以下「ILO条約」という。）を指すものと考えられるところ、ILO条約については、それぞれの条約の目的、内容、我が国にとつての意義等を十分検討した上で、批准することが適当と考えられるものについては、国内法制等との整合性を確保した上で批准することとしている。ILO第七十一号条約において、労働者は一定の場合には自己の請求により健康状態についての評価を無料で受ける権利を有する旨規定していることと、我が国において、労働者にはそのような権利は付与されていない一方で、事業者は労働者に対して無料で定期的に健康診断を行わなければならないとされていることとの関係等について整合性が確保されていないため、現時点で同条約を批准することは困難であり、慎重な検討が必要であると考ええる。

二について

御指摘の深夜業に係る割増賃金は、深夜の時間帯における労働が通常の時間帯における労働よりも強度であること等に対する労働者への補償として、その支払が義務付けられているものである。現行の割増率は、このような制度の趣旨に照らして適切なものと考えており、現時点において、これを引き上げることが必要とは考えていない。

三について

深夜業については、これまでも、労働者の深夜業への従事状況、深夜業に従事する労働者の健康状況など様々な観点から調査を実施してきているところであり、今後とも必要に応じて調査を行ってまいりたい。

四について

日本郵政公社（以下「公社」という。）における職員の給与、労働時間その他の労働条件については、公社において、日本郵政公社法平成十四年法律第九十七号、特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）その他の関係法令の規定に基づき、関係労働組合との団体交渉を行い、労働協約を締結すること等により決定されるものと承知している。

五について

公社の職員は労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）の適用を受けるものであり、公社は、同法第三条の規定に基づき、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における職員の安全と健康を確保するようにしな

ければならないものである。
六及び七について

労働基準法の一部を改正する法律(平成十年法律第百十二号)附則第十二条及び同法の国会審議における附帯決議の趣旨を踏まえ、平成十一年度から「労使による深夜業に関する自主的ガイドライン作成支援事業」を通じ、七業種において深夜業に従事する労働者の就業環境の改善等に関し労使による自主的な取組が行われるよう支援を行ってきた結果、当該七業種において自主的なガイドラインが策定されているところである。今後は、公社を含め、当該七業種以外の関係者に対し、必要に応じて、これらのガイドラインに関する情報の提供を通じ、自主的な取組の促進を働きかけてまいりたい。

また、公社の職員の労働条件については、公社において、関係法令に基づき、関係労働組合との団体交渉を行い、労働協約を締結すること等により決定されるものである。したがって、公社の深夜業に係る労働条件についても、公社において、職員の就業実態等も踏まえつつ、このような仕組みの下、適切に決定されることとなるものと考えている。

「新たな小児慢性特定疾患対策」に関する質問
主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。
平成十六年二月十二日

参議院議長 倉田 寛之殿
小池 晃

「新たな小児慢性特定疾患対策」に関する質問主意書

厚生労働省は二〇〇四年一〇月より小児慢性特定疾患治療研究事業(以下「治療研究事業」という。)を見直し、「新たな小児慢性特定疾患対策」の実施を予定している。二〇〇四年度予算案には前年比で約三〇億円増となる一八億円が盛り込まれている。政府は「法制化による安定化」を図るとして、児童福祉法に新たな事業を位置付ける同法改正案を今国会に提出している。

新たに提案されている事業では、対象疾患の追加、対象年齢の引上げなど現行事業からの改善面もあるが、一方で対象者の「重点化」や患者負担の導入が計画されており、慢性疾患の子どもを持つ家族に大きな不安を与えている。患者負担が導入されれば、治療費への不安から受診を抑制する事態さえ生まれかねない。政府は慢性疾患の子どもと家族が安心してより良い医療を受けられるように制度を改善する責任を果たすべきである。そこで、以下のとおり質問する。

一、対象疾患数及び対象者数の見込みについて
現在の「治療研究事業」の対象疾患は一〇疾患群四八八疾病、二〇〇一年度給付人員は一〇万三五六二人である。新たな事業で対象疾患数及び対象者数がどれだけ増えると見込んでいるか。

二、「対象疾患の追加、除外」の具体的内容について
1 新たな事業では「対象疾患の追加、除外」が予定されている。どのような基準で追加、除外するのか。また、追加及び除外される予定の疾患の数と具体名をそれぞれ明らかにされたい。

2 「対象疾患の追加、除外」により新たに対象となる人数及び新たに対象外となる人数の見込みを明らかにされたい。

3 対象疾患の追加により新たに必要となる予算額及び除外により削減される予算額をどれだけ見込んでいるか。

三、対象年齢の拡大及びすべての入通院への対象拡大について
現在の「治療研究事業」では、対象となる医療費が疾患によつて二か月以上の入院に限られていること、対象年齢が「二八歳未満」に限られる疾患と「二〇歳までの延長を認める疾患があることが問題となっており改善が求められてきた。新たな事業では、すべての対象疾患について、入通院の区別なく医療費公費負担の対象とし、二〇歳までの延長を認めるべきと考えられるかどうか。また、これらの措置により新たに対象となる患者数及び必要予算額の見込みを明らかにされたい。

四、福祉サービスの実施について
日常生活用具の支給など福祉施策の充実、家族・関係者の切実な願いである。新たに実施する福祉サービスの内容、その実施体制及び必要予算額について明らかにされたい。

五、対象患者の「重点化」について
1 新たな事業では、軽症者を公費負担の対象から除外し、「重点化」を図るとしているが、どのような症状・治療状況であれば軽症とする予定か。また、個々の患者が対象から外れるかどうか、どのような体制で判断するのか。

2 「重点化」によつてどれだけ公費負担の対象者が減ると見込んでいるか。また、「重点化」による予算への影響額見込みを明らかにされたい。

3 子どもの健康を守るためには、症状が軽い時期から適切な診療を受け、重症化を防ぐことが重要である。「重点化」を実施すれば、症状が軽い段階で適切な医療を受けられなくなり、重症化する事態が懸念されるが、政府の見解を明らかにされたい。

六、患者負担の導入について
難病の子どもを持つ家族は、医療費負担に加えて、遠方の医療機関へ通うための交通費や、入院時の宿泊費など多大な経済的負担を強いられている。こうした家族にとつて全額公費負担の現行「治療研究事業」は、かけがえのない制度となっている。ところが、新たな事業では患者負担の導入が計画され、病気の子どもと家族に新たな苦しみを与えようとしている。患者負担の導入は、子どもの健やかな成長に配慮することを施策の基本理念に掲げ、国が子育て世帯の経済的負担の軽減措置を講ずることを基本的施策に定めた少子化社会対策基本法に逆行するものであり、撤回すべきである。

1 新たな事業において、どのような所得の世帯に、どれだけの負担を求める予定か。また、負担増となる人数、一人当たり平均負担増額及び負担増総額の見込みを明らかにされたい。

2 新たな事業では、市町村民税非課税世帯に限り引き続き患者負担を免除するとされている。新たな事業の対象となる世帯数、そのうち市町村民税非課税世帯が占める比率をそれ

3 患者負担の導入により、医療を必要とする

子どもが経済的理由のため医療機関から遠ざけられ病状を悪化させる事態が生じる危険性があると考え、政府の見解を明らかにされた。

右質問する。

平成十六年三月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 倉田 寛之殿

参議院議員小池晃君提出「新たな小児慢性特定疾患対策」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小池晃君提出「新たな小児慢性特定疾患対策」に関する質問に対する答弁書

一並びに二の1及び2について

第百五十九回国会に提出した児童福祉法の一部を改正する法律案により改正される児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の九の二に規定する事業(以下「新治療研究事業」という。)においては、患者の健全な育成を図るため、治療が長期にわたる小児慢性疾患の治療方法の研究に資する医療の給付等を行うこととしている。

新治療研究事業の対象疾患については、予算の範囲内において、現在的小児慢性特定疾患治療研究事業(以下「現治療研究事業」という。)の対象疾患を基本としつつ、よりその治療方法の確立及び普及が求められる疾患を追加すると

もに、医療技術の進歩により現在では急性疾患に分類される疾患等を除外することとしている。

現時点においては、新治療研究事業の疾患数は現治療研究事業よりも約二十増加するものと見込んでおり、今後、更に専門家の意見を聴いた上で最終的に決定したいと考えている。

また、新治療研究事業の対象者数については、対象疾患の追加及び除外、通院患者への拡大、二十歳未満までの年齢延長等の事業の改善及び重点化により数千人程度の増加を見込んでいるが、現時点においてその詳細な内訳をお示しすることは困難である。

二の3及び三について

平成十六年度予算案における小児慢性特定疾患治療研究事業に係る補助金の額は、対象疾患の追加及び除外、通院患者への拡大、二十歳未満までの年齢延長等の現治療研究事業の見直し等を総合的に勘案して算出したものであり、対象疾患の追加及び除外により増減する予算額並びに新治療研究事業の対象となる患者数の内訳を個別にお示しすることは困難である。

四について

新治療研究事業の実施と併せて、福祉サービスとして、患者に対する日常生活用具の支給を行うとともに、患者を養育していた親による助言及び相談等の体制を充実することとしている。

前者の実施主体は市町村及び特別区であり、後者の実施主体は都道府県、保健所を設置する市及び特別区であり、これらの事業に係る国の補助金として約一億円計上しているところである。

五の1及び2について

個々の患者が新治療研究事業の対象となるか否かについては、新たに設定される医学的基準を踏まえ、新治療研究事業の実施主体である地方公共団体において、専門家によつて構成される協議会の意見を聴いた上で適正に判断されるものと考えている。なお、事業の改善及び重点化による対象者数の減少及び予算額への影響については、当該医学的基準がまだ設定されていないこと等からお示しすることは困難である。

五の3について

現治療研究事業については、長期間の治療を要する重度の患者に対して医療の確立及び普及を図り、併せて患者の家庭の医療費の負担軽減にも資することを目的として実施されてきたものであるが、医療技術の進歩により治療方法の改善も見られることから、事業の改善及び重点化を行うものである。

六の1について

新治療研究事業においては、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)の適用を受ける被保護世帯及び市町村民税が非課税の世帯からは費用を徴収しないこと並びにそれ以外の世帯からは所得に応じた費用を徴収することとしており、費用の徴収を行わない患者は対象患者の約一割になると見込んでいる。

また、費用徴収の総額は医療費の自己負担分の約一割に相当する額と見込んでおり、一人当たりでは、平均で年間約二万円と見込んで

六の2について

新治療研究事業の対象となる世帯数について

は把握していないが、そのうち市町村民税が非課税の世帯が占める比率については、約一割と見込んでいる。

六の3について

新治療研究事業における費用徴収については、患者団体の意見も参考にしつつ、低所得者にも配慮して行うこととしており、「患者負担の導入により、医療を必要とする子どもが経済的理由のため医療機関から遠ざけられ病状を悪化させる事態が生じる危険性がある」との御指摘は当たらないものと考えている。

北海道警察の裏金づくりに関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十六年二月十八日

参議院議長 倉田 寛之殿

中村 敦夫

書

北海道警察の裏金づくりに関する質問主意書
現在、北海道警察は、旭川中央警察署の報償費支出について、裏金づくりがあったとの疑惑を持たれている。

昨年十二月には、同警察署の元署長二人が約五十万円の報償費を不正に受給したとして、住民が住民監査を請求した。この請求を受け、北海道監査委員が「捜査協力者」とされた市民に事情を聴取したところ、十一人が報償費を受け取っていないと回答した。その結果、北海道監査委員は、監査請求を棄却したものの、会計書類に記載されてい

る報償費の支払先について、不実記載の疑いを指摘した。

また、本年二月十日、旭川中央警察署長及び北海道警察本部釧路方面本部長を歴任した原田宏二元警視長が、札幌市内で記者会見を行い、北海道警察本部における裏金づくりの実態を証言した。原田元警視長によると、裏金づくりは組織的に行われ、国費による捜査費も裏金の名目とされているという。

北海道警察本部に限らず、これまでも警察庁、警視庁及び全国の警察本部は、裏金づくりの疑いを指摘されてきた。もし裏金づくりが事実であれば、緊急に、警察の徹底的な浄化を図らねばならない。

以上の観点から、次の事項について質問する。
なお、問題の緊急性にかんがみ、国会法第七十五条第二項に規定するとおり、質問主意書を受け取った日から七日以内に答弁されたい。また、同様の文言が並ぶ場合でも、各項目ごとに平易な文章で答弁されたい。

一、原田元警視長によると、北海道警察本部及び各警察署では、警察庁の監督の下、会計検査院の検査をこまかしてきたという。会計検査院は、これまで警察庁、警視庁及び全国の警察本部に対し、どのような検査を行ってきたのか。具体的に示されたい。

二、原田元警視長によると、北海道警察本部及び各警察署では、国費の旅費、捜査費などを裏金づくりに流用していたという。会計検査院は、これまでの検査方法で原田元警視長の指摘するような裏金づくりを発見できたか。

三、今後、会計検査院は、警察庁、警視庁及び全国の警察本部に対し、事前通告をせずに検査すべきであると考えますが、どうか。できないのであれば、理由も併せて示されたい。

四、政府は、警察庁、警視庁及び全国の警察本部における裏金づくりの実態を明らかにするため、警察庁から独立した調査機関を設置すべきであると考えますが、どうか。できないのであれば、理由も併せて示されたい。

五、北海道監査委員の事情聴取に対し、「捜査協力者」とされた十一名の市民が報償費を受け取っていないと回答した。よって、政府は、北海道警察本部及び各警察署における「捜査協力者」に対し、事情を聴取すべきであると考えますが、どうか。できないのであれば、理由も併せて示されたい。

六、北海道警察本部及び各警察署は、会計検査院の検査に対しては「捜査協力者」の氏名を明らかにするものの、北海道監査委員の監査に対しては守秘義務を理由に「捜査協力者」の氏名を伏せている。この矛盾について、本年二月十二日の衆院予算委員会において、警察庁の吉村博人官房長は「会計検査院は会計検査という専門職。監査委員の場合は、異動もあるだろうし、地縁血縁のつながりもあると思うので、差が出るのはやむを得ないと承知している」との認識を示した。

1 吉村官房長の答弁によると、すべての検査官及び会計検査院職員は、日本国内に一切の「地縁血縁のつながり」を有していないと思われるが、事実か。

2 吉村官房長の答弁によると、すべての検査官及び会計検査院職員は、会計検査院を除くあらゆる政府機関、政府関係機関、地方自治体及び民間機関に所属していた経歴を有していないと思われるが、事実か。

3 吉村官房長の答弁によると、北海道監査委員及び同監査委員事務局職員は、監査の専門性を有していないと思われるが、事実か。

4 1から3までが事実でないならば、会計検査院に対すると同様に、都道府県の監査委員に対しても「捜査協力者」の氏名を明らかにすべきではないか。それでも明らかにできないのであれば、合理的な理由を示されたい。

5 1から3までが事実でないならば、吉村官房長の答弁は、北海道監査委員及び同監査委員事務局に対する根拠無き誹謗中傷に当たると思われるが、どうか。

七、警察庁は、北海道警察本部及び各警察署に対し、報償費支払などで領収書の架空名義の使用を是認していると聞く。しかし、架空名義による領収書で公費を支出することは、刑法第一百五十六条の虚偽公文書作成、同第一百五十八条の偽造公文書行使、同第一百五十九条の私文書偽造及び同第六十一条の偽造私文書等行使の犯罪行為にそれぞれ該当する。また、前記各条は一切の例外規定を設けていない。それにもかかわらず、警察庁が報償費支払などで領収書の架空名義を使うという犯罪行為を是認しているのはなぜか。その理由を、明確な法根拠と併せて示されたい。

右質問する。

平成十六年二月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 倉田 寛之殿

参議院議員中村敦夫君提出北海道警察の裏金づくりに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員中村敦夫君提出北海道警察の裏金づくりに関する質問に対する答弁書

一について
会計検査院は、警察庁については毎年、警視庁及び全国の警察本部についてはその予算規模に応じて毎年又は数年に一回の割合で検査を実施している。

検査に当たっては、物品購入、役務契約、施設整備、捜査費など警察の会計経理のうち、国費で支弁されているものを中心に実施している。

近年、捜査費に関しての報道があり、また過去に国会で議論されたこともあり、捜査費については厳正に検査を実施している。

二について
これまでの検査では、警察において国費の旅費や捜査費をいわゆる裏金づくりに流用していたというような事実は確認していない。

三について
会計検査院が実地検査を行う場合、法律上は事前に通告しなければならないことにはなっておらず、無通告検査も可能である。

しかしながら、限りある職員をもって、検査対象機関の膨大な会計経理を効率的かつ効果的に検査するためには、受検庁にある程度関係書

類を整理又は準備させるなどした上で、会計経理の担当者や責任者から克明な説明を聴取することが必要であることから、通常は事前に通知して検査をしている。

産の保護等に支障を来すおそれがあることから、北海道警察が監査委員の要望する捜査員に対する聴取に応じないという判断をしたこともやむを得ないということを上げたものである。

警察は、犯罪の捜査その他公共の安全と秩序の維持に当たることを責務としていて、警察業務に係る予算執行について実効ある調査をするためには、調査に従事する者が警察の組織や業務に精通している必要がある。また、調査に従事する者は、秘匿されるべき個々具体の捜査活動の状況、捜査協力者の個人情報、捜査の手法等を知り得ることとなる。このような調査の実効性の確保、秘密の保持等の要請や独立した調査機関の設置による費用対効果等を総合的に勘案すると、警察自身が予算執行の状況を調査することが最も適当であると考える。

また、会計検査院による検査及び都道府県の監査委員による監査において捜査協力者の氏名を明らかにするかどうかは、国民からの捜査への協力が得られにくくなること等によって公益が損なわれ得ることを十分に考慮した上、その可否を慎重に判断すべきものと考えている。

御指摘の報償費は、北海道警察が執行したものであるため、その執行状況の調査は、北海道警察が行うべきものであると認識している。

捜査費の支払を受けた捜査協力者が、自己に危害が及ぶおそれがある等のやむを得ない事情により、領収書を受領する警察に対しそのような事情を明らかにする等して、その氏名と異なる名義で領収書を作成することは、必ずしも私文書偽造罪等に当たるとは言えないと考えている。

御指摘の答弁は、都道府県の監査委員やその事務局職員は、一般的に、国の機関である会計検査院の職員よりも個々の捜査協力者のことを知っている可能性が高いため、捜査員に対する聴取が行われるとすれば、守秘義務の有無にかかわらず、警察に情報を提供し、又は協力をしている事実が他人に知られることを嫌う捜査協力者が、捜査への協力を消極的となり、その結果、捜査活動を通じて国民の生命、身体及び財産の保護等に支障を来すおそれがあることか

警察庁においては、平成十六年二月十三日に同行に設置した予算執行検討委員会における取組を通じて、捜査協力者等の保護の観点及び捜査活動に与える影響に配慮しつつ、御指摘の協力者からの領収書の徴収の在り方も含め、警察の予算執行の在り方を検討し、その一層の適正化に努めていくこととしている。

「SACO最終報告の見直し」に係る日米間の協議内容等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十六年二月二十日

大田 昌秀

参議院議長 倉田 寛之殿

「SACO最終報告の見直し」に係る日米間の協議内容等に関する質問主意書

本年二月一三日付け「毎日新聞」は、「米国は普天間飛行場を代替なしでも返還する」との意向を日本政府に打診していた」と報じた。

「毎日新聞」の記事によると、昨年一月、沖縄県を訪れたラムズフェルド米国防長官は「市街地の真ん中にある普天間飛行場を上空から視察」して、「こんな所で事故が起きない方が不思議だ。代替施設の計画自体、もう死んでいる」と指摘し、「SACO最終報告の見直し」を国防総省に指示し、しかも、ラムズフェルド米国防長官のその意向は昨年末、外務省と防衛庁にも非公式に伝えられたということである。また、本年一月三日、国防総省を訪れた外務省の海老原北局長に対し、ロドマン米国防次官補が「SACO合意の見直しを検討できないか」と提案し、さらに、先日訪日したアーミテージ国務副長官が二月三日夜、石破防衛庁長官と会談し、「SACO最終報告の見直しを検討したい」と、見直し協議の開始を求めたと報じられている。

このような具体的な報道にもかかわらず、この件に関するマスコミ等の問い合わせに対し、福田官房長官や川口外相、石破防衛庁長官は、こぞ「そんなことは聞いたことがない」と、米側からの打診を否定したと聞き及んでいる。

「沖縄に関する特別行動委員会(SACO)」が発足した経緯は、言うまでもなく、一九九五年、沖

縄で起きた米兵による少女暴行事件に対して、沖縄県民を始め国民の怒りが渦巻く中、沖縄県知事が駐留軍用地強制使用に係る代理署名を拒否する事態となり、日米安保体制を揺がしかねない大問題になったことである。日米間で在沖縄米軍基地の削減問題を解決する実施機関として発足したSACOは、米軍施設返還について協議を重ねたあぐく、一九九六年一月二日にSACO最終報告を発表した。それによると、普天間飛行場を始め北部訓練場、楚辺通信所、読谷補助飛行場、キャンプ桑江などに利用している一か所の土地の返還、県道一〇四号線越え実弾砲兵射撃訓練の取りやめなど訓練及び運用の方法の調整、嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置などの騒音インシアチブの実施、地位協定の運用の改善等を行うことを決定している。

特に普天間飛行場の返還については「今後五年ないし七年以内に、代替施設が完成し運用可能になった後、返還する」としていたが、それから丸七年経った今でも返還時期のめどさえ立っていない。その間、米国は国際情勢の急激な変化の中、とりわけ九・一一同時多発テロ以後の安全保障に関する基本戦略の変更に基つき、海外基地の大幅再編に動き出している。そのような中、米側が「SACO合意を見直したい」というのも自然の成り行きと言える。

そもそも普天間飛行場返還に伴う代替施設に関するSACO合意と、現在日本政府が進めている代替施設の建設計画とはその中身が大きく食い違っている。例えば、SACO合意では①代替施設は海上に設置し、②その施設の滑走路の長さは約一五〇〇メートルで、③工法は浮体工法とする

とされていた。これに対し、現沖縄県知事の稲嶺恵一氏は一九九八年の同県知事選挙で公約として「海上ヘリ基地案は政府に見直しを求め、その代わり、県民の財産となる新空港を陸上に建設させ、一定期間、最長一五年に限定して軍民共用とする」ことを掲げた。当初、政府もそれに呼応して、代替施設は海上には作らないとして、知事候補の発言を裏付けた。

そして日本政府は一九九九年一月二十八日の閣議で「普天間飛行場の移設に係る政府方針を決定し、建設地点を「キャンプ・シユワブ水域内名護市辺野古沿岸域」と定め、「代替施設の工法及び具体的建設場所は地域住民の意向を尊重する」とした。その後、政府と地元等との協議が進められ、二〇〇二年七月二十九日に政府と沖縄県などの間で①建設は埋立工法の固定式で②滑走路は全長二五〇メートル等とした「普天間飛行場代替施設の基本計画」が合意されたのであるが、その内容は日米間の最初の合意と大きく違っていたのである。

ただ、日米双方はSACO合意に基づいて行動しなければならぬはずであり、その合意内容に変更を加えるとなると、その後、何らかの日米協議が行われたと解することができる。

普天間飛行場の早期返還は沖縄県民の切実な願いである。日米間で約束した返還期限が守られていないのは、代替施設の県内移設にこだわり、新たな基地被害の拡散や自然環境の破壊を心配する県民・国民の声を聞き入れない日本政府が招いた結果でもある。しかし、ここに来て米側から「代替施設はなくてもよい」とするSACO合意の見

直しが提案されたとなると、沖縄県民にとって朗報であり、願ってもないことである。代替施設が不要となれば、「使用期限一五年も論議する必要はなく、新施設の土地造成費だけで三千数百億円という経費も不要となり、その資金を米軍基地撤去後の沖縄振興策に有効に使うこともできる。したがって、日本政府は、米側の意向に呼応して、SACO合意の見直し作業に入り、普天間飛行場の一日も早い返還を始めSACO合意にある他の米軍施設の返還の実現に全力を挙げるべきだと考える。

よって、次のとおり質問する。

一 SACOの一九九六年一月二日の最終報告における合意内容は、日米のいずれかが一方的に変更でき得るものであるのかどうか、外交上の取決めとしてのその性格について明らかにされたい。

二 「普天間飛行場代替施設の基本計画」は、SACO最終報告の合意内容と明らかに違っている。したがって、そのような変更について、米国の間で、いつ、どこで、だれとだれとの協議で、どのように決まったのかを明らかにするとともに、その協議の議事録ないしは合意録を公開されたい。

三 前文で述べた『毎日新聞』の記事では、SACO合意の見直し、つまり「代替施設は不要」との米側の考えとその点に関連した見直し作業について、少なくとも米側から三度にわたって、日本政府側にアプローチがなされたことある。そのアプローチの日時、場所、対応した日本政府の要人の名前、その内容等について明らかにされ

たい。

四 もし、「報道された内容が事実でない」あるいは「正確ではない」とすれば、SACO合意は日米間の極めて重要な案件であり、その見直しとなると、沖縄県民だけでなく多くの国民が注目している問題であるだけに、真実が明らかにされなければならない。『毎日新聞』の記事のどこが違うのか、また、仮に「米側からのSACO合意見直し提案の事実はない」と言うのであれば、その報道に対してどのような対応措置を採ったのかを明らかにされたい。

五 普天間飛行場の「代替施設がなくても返還する」との米側の意向は、普天間飛行場の返還等SACO合意はもちろん在日米軍基地・施設の整理縮小を進める好機である。米軍の海外基地の再編という状況に関する政府の認識を明らかにされるとともに、在日米軍基地とりわけ在沖縄米軍基地の整理縮小、撤去に向けての政府の取組の決意を示されたい。

六 SACO最終報告にある一か所の訓練場等各施設に利用されている土地の返還の進捗状況について明らかにされたい。

右質問する。

平成十六年三月九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 倉田 寛之殿

参議院議員大田昌秀君提出「SACO最終報告の見直し」に係る日米間の協議内容等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員大田昌秀君提出「SACO最終報告の見直し」に係る日米間の協議内容等に関する質問に対する答弁書

一について

「沖縄に関する特別行動委員会（以下「SACO」という。）は、平成七年十一月十九日に行われた村山内閣総理大臣とゴア副大統領（いずれも当時）との会談の結果、日米安全保障協議委員会（以下「SCC」という。）の下に設置された。SACOの最終報告（以下「SACO最終報告」という。）は、平成八年十二月二日に開催されたSCCにおいて池田外務大臣、久間防衛庁長官、ペリー国防長官及びモンデール駐日大使（いずれも当時）が了承し、政治的な意思の表明として発表した文書である。SACO最終報告は、我が国とアメリカ合衆国（以下「合衆国」という。）との間に国際法上の権利・義務関係を設定する国際約束ではないが、日米両政府の閣僚の間の意見の一致の上に策定された文書であって、日米両政府のいずれか一方が他方の意向に反してSACO最終報告の内容を一方的に変更するような政策をとることは想定していない。

二について

普天間飛行場の移設・返還への取組は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（昭和三十五年条約第六号）及び関連取極の下における日米両政府それぞれの義務との両立を図りつつ、沖縄における合衆国軍隊の施設・区域の整理・統合・縮小を図るとのSACO最終報告の趣旨に沿って進められている。我が国政府は、代替施設協議会において、普天間

飛行場の代替施設建設について関係地方公共団体と約二年間にわたる協議を積み重ねた結果、平成十四年七月二十九日に「普天間飛行場代替施設の基本計画」(以下「基本計画」という。)を策定した。

基本計画に至る普天間飛行場の移設・返還への取組の中で代替施設の具体的な整備内容に変更が生じたことについて、日米両政府間においては、SACO最終報告に基づき設置された普天間実施委員会(以下「FIG」という。)の同年十月二十三日の会合において、基本計画を踏まえて普天間飛行場の移設・返還を進めていくことで一致し、これをSCCに報告した。SCCは、この報告を受けて、同年十二月十六日の会合において、普天間飛行場の移設・返還につき、基本計画に基づいて、迅速に移設を進めることを確認した。

お尋ねの議事録又は合意録については、「日米安全保障高級事務レベル協議(SCC)の下での審議官レベル会合(ミ SSC)及び普天間実施委員会(FIG)の概要 平成十四年十月二十四日 日米安全保障条約課(以下「FIG等の概要」という。))及び「共同発表 日米安全保障協議委員会 於 ワシントン 二千年十二月十六日(以下「共同発表」という。))を公表している。

FIG等の概要においては、FIGの同年十月二十三日の会合について、「米側から、日本政府が米側と密接な協議を踏まえて先に基本計画を決定したことを評価する旨の発言があり、今後、基本計画に基づき普天間飛行場の移設・返還に向けた作業を進めていくことで一致し、その旨日米各々のSSC及びSCC(二十二)

構成員に報告することとなった。」と述べている。

共同発表においては、SCCの同年十二月十六日の会合について、「日本側は、千九百九十九年十二月の閣議決定に従い、在沖縄海兵隊の普天間飛行場の移設と同施設が現在占めている土地の地元への返還に係る問題を取り上げた。閣僚は、沖縄に関する特別行動委員会(SACO)最終報告の実施に関する両政府のコミットメントを再確認した。閣僚は、普天間飛行場代替施設の基本計画策定に際して、在日米軍の能力及び即応態勢を十分に維持しながら沖縄県における米軍施設及び区域を整理、統合、縮小するとのSACO最終報告の目的に沿って、両政府が緊密な協議を行ったことを評価した。閣僚は、二千年七月の基本計画の策定を沖縄県民の負担を軽減するために両政府がとった一つの重要なステップとして歓迎し、同計画に基づいて、迅速に移設を進めることを確認した。」と述べている。

三及び四について

普天間飛行場の移設・返還について、本年二月十三日付け毎日新聞で報道されているような、代替施設なしでの普天間飛行場の返還を含むSACO最終報告の見直しにつき、合衆国政府から打診を受けているという事実はない。

この点は、国会審議や記者会見等を通じ、明らかにしてきている。

五について
昨年十一月に発表されたブッシュ大統領の声明によれば、合衆国政府は新たな安全保障環境における課題に対処するため、合衆国軍隊の全

世界的な軍事態勢の見直し作業を行っており、海外の軍事態勢の見直しにつき、合衆国議会、同盟国、友好国等との協議を強化するとしている。

合衆国軍隊の全世界的な軍事態勢の見直しにおいては、沖縄に駐留する合衆国軍隊を含む我が国に駐留する合衆国軍隊もその例外ではないと理解している。

合衆国政府との間で我が国に駐留する合衆国軍隊の軍事態勢の見直しに関する協議においては、我が国に駐留する合衆国軍隊が有している抑止力が効率的に維持されるとともに、沖縄を含む、合衆国軍隊の施設・区域が所在する地方公共団体の負担が十分念頭に置かれるべきであると考慮しており、こうした観点から、合衆国政府との協議を進めていく考えである。

SACO最終報告に盛り込まれた土地の返還については、その実施に取り組んできた結果、平成十年十二月二十二日に安波訓練場の全部が返還され、また、昨年三月三十一日にキャンプ桑江の一部が返還された。

このほか、普天間飛行場、北部訓練場、楚辺通信所、読谷補助飛行場、キャンプ桑江(同日に返還された部分を除く。以下同じ。)、瀬名波通信施設、那覇港湾施設並びにキャンプ桑江及びキャンプ瑞慶覧の合衆国軍隊の住宅地区の土地の一部(以下「住宅地区の一部」という。))については、これらの返還に必要な施設の移設等につき関係地方公共団体からの了解が得られ、現在、土地の返還に向け取り組んでいるところであり、これらのうち、楚辺通信所、キャンプ桑

江、瀬名波通信施設及び住宅地区の一部については、代替施設等の建設工事に着手しているところである。また、ギンバル訓練場及び牧港補給地区については、関係機関と鋭意調整を行っているところである。

平成十六年三月十二日 参議院会議録第八号

二四

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所
〒一〇五八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番四号
独立行政法人国立印刷局

電 話
03
(3587)
4294

定 価
（本体） 本号一部
一一五円
一〇円